

新中国初期における中国共産党の党員教育制度の構築について

白土, 悟
九州大学留学生センター : 准教授

<https://doi.org/10.15017/7387261>

出版情報 : 国際教育文化研究. 16, pp.15-78, 2016-09-30. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



新中国初期における中国共産党の党員教育制度の構築について

白土 悟

目次

序

第1章 党員教育の理念と課題

第1節 初期の幹部学校と党性修養論

第2節 党組織の設置とその制度建設

第3節 党員教育の課題

第2章 整風運動と党員教育体制の整備

第1節 整風運動と紀律検査委員会の始動

第2節 幹部教育の現状と課題

第3章 中国共産党の全国組織の確立

第1節 整党に関する劉少奇報告

第2節 劉少奇の総括報告

第3節 整党と党員条件に関する決議

第4章 党員教育制度の確立

第1節 一般党員の理論教育制度

第2節 党員幹部の理論教育制度

第3節 党幹部の管理制度と審査制度の厳格化

第4節 党の高級幹部の理論学習制度

第5章 社会主義建設期における党員教育の展開

第1節 整風運動と下放政策

第2節 幹部の働き方の改変

第3節 大躍進期における農村党員の拡大

第4節 党員幹部の輪訓工作の再開

結語

序

1949年10月1日、新中国成立後、中国共産党は執政党となり、社会主義革命と社会主義建設に着手する。当時、中国の全人口は4.5億人、その90%が文盲であった。全国に「知識分子」（中等專業学校卒以上）は200万人しかおらず、そのうち高級知識分子は10万人前後であったという。これから推測すれば、中国共産党員448万人の人材情況もほぼ同様で、大半が文盲か半文盲であったと思われる。田正平主編（2004）によれば、1950年3月、中央組織部長・陸定一は駐華ソ連代表に統計資料を示して、「当時、華北に150万の党員がいたが、その中の130万は文盲か半文盲であった。地区委員会以上の幹部のうち、約50%は教育がないか、教育程度が高くなかった。・・・このような幹部たちによって、このように広大な中国を何とか管理するしかなかった」という。⁽¹⁾

新中国発展の中核的推進力は、党幹部、中央・地方政府の官僚、人民解放軍の上層部、また国営企業の経営管理層などであった。なかでも、中央・地方政府の官僚機構が最大の推進力であったと思われる。この巨大な官僚機構の中では、当然、中国共産党員が指導的役割を担わなければならない。多数の共産党員が政府・軍の官僚となったのである。日本で言えば、国家公務員・地方公務員に相当する。

しかしながら、政府・軍の官僚機構を形成するには、当初、共産党員だけでは事足りなかった。多党政治の理念上から党外人員も一定数必要だという理由で、政治審査を実施して旧国民政府職員を留任させ、あるいは多くの民主党派・無党派の知識分子を新規に採用して、これに充当した。

中国共産党は、新政府樹立後、すぐに高級官僚に対してマルクス・レーニン主義理論の学習を強制したが、1年経ってもあまり成果は上がらなかった。そこで、より着実な学習の進展を保証する党員教育制度を創設した。同時に、全国各地の中級・下級官僚である一般党員全体に対して離職学習あるいは在職自修という二通りの方法で、マルクス・レーニン主義理論、毛沢東思想などの思想政治教育を実施した。他方で、整風運動等で党員幹部の官僚主義等の悪風を是正すると同時に、党員の管理制度・審査制度を整備して行った。こうして、絶えず一般党員・党員幹部の政治思想性と業務能力を監督し、あるいは水準を向上させてきた。やがて時の経過とともに、官僚機構の中の党員比率は高まって行ったのである

外側から見れば、各級政府やその行政機関の官僚たちに一つの政治思想を唯一絶対の真理として学習させることには違和感を覚える。だが、中国共産党にとって社会主義革命を推進し、社会主義社会を建設するには、党員官僚や党外官僚たちの中に社会主義的な思想基盤を確立することが何よりも重要な課題であった。

本稿では、新中国初期（1949－1966）の中国共産党幹部、政府等の党員官僚および一般党員に対する党員教育制度、即ち官僚機構における思想政治教育制度の構築過程に関して、中共中央その他の決議・指示・報告等々の史料を用いて考察する。それは国家興隆に関わる重大な教育事業であった。このことはまた党員幹部や一般党員の予備軍である青少年に対する学校の思想政治教育制度と不可分に関係している。すなわち、青少年の思想政治教育制度と党員教育制度は、党・政府の優秀な官僚を育成する一連の教育システムと考えられるからである。この教

育システムが確立されてこそ、新中国の官僚機構は高水準の政治思想を維持しつつ、高度な業務能力を発揮できる。そうすれば、広範な人民大衆の支持を獲得し、革命政権は安定すると考えられたのである。

第1章 党員教育の理念と課題

第1節 初期の幹部学校と党性修養論

1. 中国共産党初期の幹部学校

中国共産党は1921年7月建党時から党員教育を重視してきた。例えば、湖南自修大学や上海大学、農民運動講習所などを創設した。すなわち、1921年8月、湖南自修大学は毛沢東・何叔衡などによって長沙に創立され、多くの共産党幹部を養成した。文・法の二科があり、文科には中国文学、西洋文学、英文、論理学、心理学、倫理学、教育学、社会学、歴史学、地理学、新聞学、哲学など、法科では法律学、経済学、政治学などの課程を設けていた。特徴的なのは、『共産党宣言』や『ゴータ綱領批判』などマルクス主義の原著を学ぶ課程を設けたことである。1923年11月、湖南軍閥・趙恒惕によって治安を乱すとして強制的に閉鎖されたが、同11月24日に湖南省党委員会は湘江学校を開校し、湖南自修大学のほとんどの学員を転入させた。その後、湘江学校の教師や生徒は北伐戦争に参加していき、1927年3月、自主的に閉校した。

また、1922年春、私立東南高等専科師範学校を創立し、同10月、上海大学に改組し、社会科学学院と文芸学院を設置した。瞿秋白は社会科学系主任、陳望道が中国文学系主任であり、惲代英、楊賢江、蔡和森など、多くの共産党員が教師を務めた。1924年末、イギリス租界当局から強制捜査を受け、出版物等が没収されたこともあった。1927年4月12日、上海における反革命クーデター（四一二政変）によって第一次国共合作（1923-1927）が崩壊するや、当局によって閉鎖された。

更に、1924年7月、広州農民運動講習所を農民運動の幹部の養成学校として創立した。国民政府が広州から武漢に遷った1927年3月に中央農民運動講習所と改称された。毎学期3カ月の短期訓練方式で2つの課程が設けられていた。基礎理論課（25科目）には、中国史概要、中国民族革命運動史、中国国民党史、中国政治状況、中国財政経済状況等々があり、専門理論課（13科目）には、中国農民問題、農村教育、農業常識、中国職工運動、革命歌と革命画などがあった。毛沢東、周恩来、彭湃、惲代英など共産党員が教師となった。1927年6月、中央農民運動講習所は最初の卒業生を送り出した。だが、反革命テロが横行し、学員たちは武漢から散って行き、講習所は継続できなくなってしまった。

これらの中国共産党の幹部学校は、いずれも5年数か月の短命であったが、中国革命闘争に挺身した多くの幹部を養成したのである。⁽²⁾

その後も、革命根拠地においては多くの幹部学校が設立された。革命根拠地は、政治、生産、

軍事、教育などの組織を有する小国家と言えるものであった。例えば、1936年6月、抗日紅軍大学が創立されている。1937年に延安に移って、中国人民抗日軍事政治大学（略して、抗日軍政大学）と改称されたが、約10万人の軍政幹部を育成したと言われる。

1941年12月8日、太平洋戦争が勃発したが、その3カ月後、1942年2月28日、中共中央は「在職幹部教育に関する決定」（關於在職幹部教育的決定）を發布し、幹部教育を全ての教育事業の中で最重要課題に位置づけて、幹部の業務教育、政治教育、文化教育、理論教育の4つの側面で具体的な方針を提出した。（1）全ての在職幹部に業務教育を与える。各部門の業務と関連する周辺状況や政策・法律・決定、あるいは業務経験や業務の歴史などを学習させる。（2）全ての在職幹部に政治教育を与える。時事教育や一般的政策の教育を行う。（3）文化程度の低い幹部に文化教育を与える。国文、歴史、地理、算術、社会、政治、自然などの課程を学習させる。（4）高級幹部や中級幹部の中で理論学習ができる者に、高級学習班と中級学習班に分けて、政治科学、思想科学、経済科学、歴史科学などを学習させるというものであった。

2. 劉少奇の党性修養論

少し遡るが、抗日戦争の最中、1939年8月7日、劉少奇は延安のマルクス・レーニン学院での講演「共産党員の修養を論ず」（論共産党員的修養）において、一人の誠実な、純潔な、先進的な、模範的党員・幹部となるための「思想意識の上での修養」について論じた。これは党建設史上、最も重要な文献の一つと言われている。

では、「思想意識の上での修養」とは何か。「プロレタリアートを代表する思想意識と、その他の思想意識との、我々の頭の中での闘争であり、共産主義の人生観・世界観と、その他の様々な人生観・世界観との、我々の思想内での闘争であり、党員の個人的利益・目的と、党および人民の利益・目的との観念上の闘争である」という。すなわち、全ての共産党員は模範的党員あるいは模範的幹部となることを目指して、この「思想意識の上での修養」をしなければならない。そして、結論として、次のように述べる。

「（一）マルクス・レーニン主義の学習と、革命の実践の中で、自己の共産主義的的人生観と世界観を確立し、自己の、党的な、階級的な、ゆるぎない立場を確立しなければならない。（二）共産主義的的人生観と世界観およびしっかりした党的立場に基づいて、自分のあらゆる思想・行動を点検し、あらゆる正しくない思想を是正し、同時に、これによって全ての問題を観察し、他の同志を観察しなければならない。（三）常に適当な方式や態度によって、党内の様々な正しくない思想意識と闘争し、とりわけ、その時の革命闘争に影響する思想と闘争しなければならない。（四）思想、言論、行動のうえで、厳格に自分自身を拘束し、主として、その時の革命闘争に関係ある政治思想や言論や行動の上での厳格な立場と原則によって、自分自身を拘束すること。そして、それ以外にも、なお、多くの小さな事柄（個人の生活や態度など）にまで注意を払うならば、それにこしたことはない。だが、他の同志に対しては、原則的な問題や重大な政治問題について拘束するだけで、それ以外には、過度に厳格な態度を取らず、小さな点にまで立ち入り、『毛を吹いて傷を求める』ようなことをしない」と。⁽³⁾

一言で言えば、共産党員の修養とは、自分の中に共産党の政治的立場を確立するという意味

であり、今日、「党性修養」と呼ばれ、共産党員の必須事項とされている。⁽⁴⁾

3. 新規約による入党条件の規定

1944 年において、「陝甘寧辺区」（国民政府管轄下にあった）を除き、中国共産党の「抗日根拠地」は 19 地域、主に華北、華中、華南の広大な地域に存在し、100 万人の軍隊を指揮していた。その占有する総面積は約 85.8 平方キロメートル、人口は約 9400 万人（全人口の 36.6%）に達し、その絶対多数は文盲・半文盲の農民であった。

1945 年 4 月 23 日から 6 月 11 日まで、中国共産党は第 7 回全国代表大会（党七大）を延安の楊家峰において開催した。代表 547 人と代表候補 208 人が参加、1928 年 6 月の第 6 回全国代表大会（党六大）から 17 年間が過ぎていた。開会の辞に、毛沢東は「中国の二つの命運」（兩個中国之命運）という話を行い、また 4 月 24 日に「連合政府を論ず」という政治報告を行って、日本敗戦後の中国における中国共産党の政治路線を明示したのである。すなわち、国民党は一党独裁を廃止する気はなく、連合政府を樹立すべきだという要求を拒否している状況であるが、中国共産党は必ず「全国人民を解放し、新民主主義の中国を建設する」という。明らかに国民党政府との内戦が予期されていたのである。因みに、この時、太平洋戦争は終結に向かっていた。米軍は 3 月 23 日に沖縄を空爆、3 月 26 日に慶良間列島に上陸、4 月 1 日には沖縄本島に上陸し、日本軍と激戦を繰り広げていたのである。

さて、この大会において、第 6 回全国代表大会で改正されて以来、手つかずの状態にあった党の章程が改正された。劉少奇は「党の章程を修改することに関する報告」（關於修改党的章程的報告）を行い、国内外の情勢の変化に対応して、党の章程を改正する意義について報告した。その「序言」において「我党はすでに 121 万の党員をもち、・・・敵の背後の 9500 万の人民を指導して強大な革命根拠地を打ち立てた党である」と述べる。⁽⁵⁾

第 3 節「党員について」では、入党条件について新党員を 4 種類に分けて規定している。第 1 類は労働者、農民、苦力、農業労働者、貧農、都市貧民（破産した手工業者、行商人、都市で失業している農民など）、革命兵士であり、彼らの入党については、特に制限は設けない。第 2 類は小ブルジョア階級出身の革命家であり、その入党には経験豊かな党員の推薦が必要で、候補期間は 1 年とする。第 3 類は社会的に中・上層の搾取階級出身の革命家であり、彼らの入党申請は、経験豊かな党員の推薦を受け、かなり上級の党委員会によって確認されて、更に候補期間を 2 年置かなければならない。第 4 類は政治的信念をもち、他の政党や政治団体に属していた人々である。より経験豊かな党員の推薦を受け、高級な党委員会の審査・確認を経て入党できる、とした。

中国共産党の統治する「解放区」では、日本軍との戦闘、小作料・利子の引き下げ運動、生産運動、党風整頓、幹部審査運動を通じて、「積極分子」と呼ばれる人々が大量に出現し、入党を希望していた。「現在、各解放区の党員数は非常に多くなっているが、まだ半分以上の村では党細胞ができておらず、党員のいない村も非常に多い。細胞のある村が 50%を超えるのは幾つかの辺区だけで、他の幾つかの辺区では、その 50%以上の村には 1 人の党員もいない。党の指導を強化するために、各村々に数人ないし数十人の党員をもつ細胞を作ることが必要である」

と述べているが、まだ党員のいない農村が多数存在するのが当時の現状であった。そこで「積極分子」を含めて、新たに党員を獲得することを急いだのである。しかし、党の新章程では入党審査を慎重に行う方針を初めて規定した。正式に党員になるまでの候補期間を設けたのである。そして、その間に候補者に対する社会主義思想の初歩的教育と政治審査を注意深く行うことにしたのである。

第6節「幹部の問題について」では、「党の幹部は党の指導の中核であり、中国革命の指導の中核である。……わが党は24年の英雄的な闘争の中で、すでに大量の幹部を鍛え上げたし、彼らは人民解放事業の利益のために、勇敢に自己犠牲を払い、創造力と堅忍不拔の精神に富み、中国人民の最も高貴な革命的品性を示してきた。毛沢東同志が述べているように、彼らは『民族の宝であり、全党の誇りである』。……従って、わが党幹部の問題は、実に中国人民の事業において全てを決定する問題である。この問題において、多少でも重大な誤謬を犯すことは、中国人民の事業を傷つけるに足るものである。」と述べて、幹部が人民大衆から遊離していれば有害な事をするので、幹部が人民大衆と密接に結びついているかどうか、「幹部を判定する最も重要な基準」であるという。

また幹部について次のように述べる。すなわち、幹部には労働者・農民出身の幹部と学生・知識人出身の幹部の2種類の幹部がいるが、それぞれに長所と短所がある。前者は大衆と結び付き、大衆的態度を保持しているが、文化的・理論的な欠陥がある。後者は实事求是の精神を有するが、労働蔑視、労働者・農民軽視の傾向がある。この両者は互に軽視し排斥するのでなく、互に尊重し、学習し合うことが必要であると訴える。「わが党の幹部は何を基礎として団結すべきか。……わが党は家族団体ではなく、また同業ギルドでもなく、共同の思想と共同の政治綱領に基づいて結束した革命的政党である。従って、我々の幹部の結束は、無原則的な結束ではなく、私的生活の上での利益や感情を結束の基礎としているのではなく、マルクス・レーニン主義という思想の上での一致を結束の基礎とし、中国人民の解放事業という共同の信念と共同の綱領を結束の基礎にし、党中央の正しい方針を結束の基礎として、党中央と毛沢東同志の正しい指導のもとに結束したものである」という。ゆえに、出身階級の異なる幹部、新旧の幹部、党員と非党員の幹部など、あらゆる種類の幹部が私的生活や感情に流されずに団結するには、マルクス・レーニン主義教育を十分に行って、「思想的統一」を実現し、党内の日和見主義、教条主義、経験主義、派閥主義、「山頭主義」など団結の障碍となっているものを克服しなければならない。幹部教育と整風運動を展開する意義はここにあるという。なお、「山頭主義」とは、長期の遊撃戦で各地の根拠地の連絡が断絶し、小さな集団で行動するうちに他の集団を軽視し団結しようとしめない傾向が生じたが、この傾向を批判した用語である。

第2節 党組織の設置とその制度建設

1. 党組織の全国的設置

新中国成立直後、中国共産党は中央政府内に党組織を設置した。1949年11月、中共中央は「中央人民政府内に中国共産党の党組確立に関する決定」(关于在中央人民政府内建立中国共産

党党組的決定）を發布し、政務院とその直属機関に「党組」を成立させ、最高人民法院と最高人民檢察署に「共同党組」を成立させた。この「党組」（1945年に「党団」を改称したもの）が中央政府内にあって党の路線・方針・政策を遵守させるための指導責任を負うのである。

同日、中共中央政治局は「中央人民政府内に中国共産党委員会を組織することに関する決議」（關於在中央人民政府内組織中国共産党委会的決議）も發布。中央政府党委員会の下級組織として、中央政府の次の各部門にも6つの党委員会（分党委）を設置した。即ち、①政治法律委員会、②財政經濟委員会、③文化教育委員会、④中央人民政府委員会直属機関と最高人民法院と最高人民檢察署、⑤政務院直属機関と最高人民監察委員会、⑥中国人民大学の党委員会である。更に、それらの党委員会の下に、党の総支部委員会や支部委員会を成立させた。

以後、同じ方式で、地方政府とその各部門、人民団体、經濟組織、文化組織、非党組織の中にも、各級の党委員会、総支部委員会、支部委員会を成立させて行った。やがて全国津々浦々の様々な組織の末端にまで限なく行き届く巨大な党の命令系統が成立したのである。

『党的建設辞典』（2009）は、党の組織は中央組織、地方組織、基層組織の三つの部分で構成される「一つの完璧な組織体系」であるという。これは単なる自画自賛ではない。党の組織は僻地の村々にも、党外組織の中にも設立され、それらを政治的・思想的指導の下に置いているのである。①党の中央組織とは、党の全国代表大会とそこで選出する中央委員会と中央紀律委員会、また中央委員会全体会議で選出する中央政治局と中央政治局常務委員会、中央政治局常務委員会が指名して中央委員会全体会議で承認される中央書記処、中央委員会が決定する中央軍事委員会などを指す。

②党の地方組織とは、省・直轄市・自治区の党代表大会と党委員会、区を設置している市・自治州・県（旗）・自治県の党代表大会と党委員会、区を設置していない市や市轄区の党代表大会と党委員会および各級の党代表大会で選出する各級の紀律檢查委員会などを指す。

③党の基層組織とは、党の基層委員会、総支部委員会、支部委員会を指す。党章（中国共産党章程）は、企業・農村・機關・学校・科学研究所・街道社区・人民解放軍連隊やその他の基層単位において、黨員3人以上で1つの基層組織を設置できると規定している。一般的には、黨員数が100人を超えれば党の基層委員会を設立できる。50人を超えれば総支部委員会を、3人から50人未満では支部委員会を設立する。但し、3人から7人未満では書記1人を置き、7人以上で支部委員会を設立するのが普通である。⁽⁶⁾

2. 党組織の制度建設

このような党組織の制度建設には様々な側面があるが、主要なものは、①「民主集中制」建設、②党の基層組織建設、③幹部隊伍建設、④黨員隊伍建設の4つである。このうち、②③④については、次章以下で考察するが、①の民主集中制についてはここで少し説明しておきたい。

さて、民主集中制の歴史的経緯は割愛するが、簡単に言えば、下級から上級へ民主的に意見を吸い上げて一つに収斂させていく民主制の側面と、逆に上級から下級へ一つの決定を下ろして行き、下級はそれに絶対的に服従しなければならないという集中制の側面を結合した制度である。民主の基礎の上に真の「集中」を実現するので、党は統一認識の下で、統一行動を取る

ことができると言われている。

『党的建設辞典』(2009)は民主集中制の6つの基本原則を挙げている。すなわち、「(1) 党員個人は党の組織に服従し、少数は多数に服従し、下級組織は上級組織に服従し、全党の各組織と全体党员は党の全国代表大会と中央委員会に服従する。(2) 党の各級指導機関は、それらが派出する代表機関や非党組織の中の党组を除いて、すべて選挙によって選出する。(3) 党の最高指導機関は、党の全国代表大会とそこで選出する中央委員会である。党の地方各級の指導機関は、党の各級代表大会とそこで選出する党委員会である。党の各級委員会は同級の代表大会に報告の義務がある。(4) 党の上級組織は常に下級組織と党員大衆の意見を聴取し、彼らの提出した問題を直ちに解決しなければならない。党の下級組織は、上級組織に対して指示を請い、報告を行わなければならないし、また自己の職責の範囲内の問題を独自の責任で解決しなければならない。党の各級組織は党員に党内事務を更に多く理解させ、また参与させなければならない。(5) 党の各級委員会は集団指導と個人分担責任を結合した制度を実行しなければならない。およそ重大な問題は<集団指導、民主集中、個別の非公式の予備討議、会議による決定という原則>によって、党の委員会が集団で討論し、決定しなければならない。委員会成員は集団の決定と分担に基づき、自己の職責を確実に履行しなければならない。(6) 党はいかなる形式の個人崇拜も禁止する。党の指導者の活動が党と人民の監督の下に置かれることを保証し、同時に党と人民の利益を代表する全ての指導者の威信を維持しなければならない」という。

この第一規定の「四つの服従」が党内秩序を保ち、全党の意志の統一と行動の一致を保証するものとされている。⁽⁷⁾

第3節 党員教育の課題

1. 党員幹部の育成政策

中国共産党員は、1945年4月の第7回全国代表大会時に121万人であった。その中に「幹部」と呼ばれる党員はどれ程いたのか分からないが、恐らく少数だったに違いない。1948年10月28日、中共中央は「5万3000人の幹部を準備することに関する決議」(關於準備五万三千个幹部的決議)を華北局、華東局、東北局、西北局、中原局、また晋綏分局、冀熱察遼分局、豫皖蘇分局、華中工作委員会及び上記の党委員会宛に発令。1948年7月から1950年6月までの2年間に、人民解放軍が国民政府統治区の1億6000万人の人口と500余の県および多くの大中型都市を奪取し政権を確立するとすれば、中央局、自治区党委員会、地級党委員会、県級党委員会、市轄区級党委員会の5レベルの党委員会と大都市において各種幹部5万3000人余が必要になると計算し、大量の幹部の計画的育成を指示した。

その方法は、①中央局・分局と自治区党委員会が党校を開設、或いは現有の党校を拡大して、幹部を学習させる、②中央局、省・自治区、地級、県級、市轄区級の5レベルの党委員会における重要な業務のポストを増設し、副職を一律に設置する、③各大軍区に軍政学校を開設する、④中等学校を開設し、幹部の補充に備える、⑤正規の大学を開設して高級幹部を育成する、⑥各種の専門学校を開設して専門人材を養成し、また中等・高等教育機関と専門学校の中に短期

速成班を大量に設置する、⑦解放都市で企業人員や公務員・教職員を改造・訓練して大量に使用し、幹部の不足を補う、⑧旧国民政府統治区の大都市の労働者や知識分子を大量に吸収して、解放区（共産党統治地区）で訓練を施す、など 8 項目であった。こうして 1949 年 3 月には計画を上回る 6 万人の幹部を育成できたという。⁽⁸⁾

また 1948 年 12 月 21 日、中共中央は「産業労働者の幹部を大量に選抜し育成することに関する指示」（關於大量提拔培養産業工人幹部的指示）を発令。党工作の重心を農村から都市に移すに際して、解放区の産業労働者や事務系職員から人材を選抜して、政治訓練や都市政策教育を施し、大都市の人民政府や大商工業を担う幹部に育て上げるよう指示した。

これを見ると、中国共産党は既に国共内戦勝利後の政権樹立を見越して、「黨員幹部」養成を着々と進めたことが分かる。

なお、「党校」は中国共産党幹部を養成する学校である。1923 年冬、劉少奇や任弼時などが安源党校を創立したのが最初であり、翌年、中共中央が党校設置規定を制定して以来、北京・上海・広州等に相次いで設立された。1948 年 7 月、河北省平山県に中央党校（名称：マルクス・レーニン学院）を設立。その後、相次いで中共中央の東北分局（瀋陽）、西北分局（西安）、華東分局（上海）、山東分局（済南）、中南分局（武漢）、西南分局（重慶）の 7 カ所に分局党校を設立、更に省・直轄市・自治区にも省級党校を設立した。1955 年、中央党校「マルクス・レーニン学院」は「高級党校」に、分局党校は第一から第七までの「中級党校」に、また省級党校は「初級党校」と改称された。なお、1958 年以後、中級党校は初級党校に合併されて姿を消した。加えて、多くの地（市）や県の党委員会が地級党校や県級党校を設立し始め、また大型企業も党校を設立した。1966 年に勃発した文化大革命運動の中で党校は全て停止された。⁽⁹⁾

また「党校」と並んで、「団校」も設立された。「団校」は青年団の幹部および青少年組織のリーダーを育成する学校である。1932 年 12 月、最初に江西省瑞金県洋溪村に「レーニン団校」（列寧団校）を創立した。1948 年 9 月、河北省平山県に「中国新民主主義青年団団校」を創立、1949 年 4 月に「中国新民主主義青年団中央団校」と改称された。以後、省級団校と市級団校が各地に開校された。1966 年 6 月末の統計では、中央団校 1 校、省級団校 27 校、市級団校 8 校、合計 36 校であった。文化大革命期に、ほとんどの団校がやはり停止したのである。⁽¹⁰⁾

2. 黨員教育の課題

中央政府をはじめ全国各地で、党組織が成立（建党工作）する一方で、共産党に加入する新黨員が激増した。表 1 に見るように、1945 年 4 月の第 7 回全国代表大会時の黨員数は 121 万人であったが、1949 年 10 月新中国成立時には 448 万人に達し、約 4 年半で 327 万人も増加している。農業、手工業、資本主義的商工業の社会主義改造の基本的完成を宣言した 1956 年 9 月の第 8 回全国代表大会時には 1073 万人であった。

毛沢東はじめ党指導部は、黨員の増加政策を取っていた。だが、入党申請の急激な増加に対応できず、厳格な審査基準を適用しない地域もあった。特に、それまで共産黨員がほとんどいない地域では、審査はお座成りとなった。新黨員の中には社会主義に心から賛同する人々もいれば、社会的特権を得るために便宜的に党籍を得た人々もいたであろう。入党希望者の資質と

能力は玉石混淆であった。ゆえに、新旧全ての党員について、入党後に政治的自覚を高める教育制度が必要とされ、同時に、一般党員・党幹部の不適切な言動や不正行為を反省させるために整風運動も急遽実施されたのである。

因みに、2012年11月の第18回全国代表大会の時には、党員は8260万人となっている。世界に類例を見ない巨大政党である。従って、党員教育の規模も膨大となっているのである。

表 1. 中国共産党の全国代表大会ごとの党員数の推移

年月日	党大会	中国共産党員数	備考
1921年7月	第1回	57人	中国共産党の成立宣言
1922年7月	第2回	195人	民主革命から共産主義へ二段階綱領
1923年6月	第3回	432人	国共合作の採択
1925年1月	第4回	994人	
1927年4月	第5回	5万7900人余	
1928年6月	第6回	4万人	十大綱領の制定
1945年4月	第7回	121万人	
1949年10月	—	448万人	新中国建国宣言
1956年9月	第8回	1073万人	社会主義改造の完成
1969年4月	第9回	2200万人	林彪を「後継者」とする党規約採択
1973年8月	第10回	2800万人	
1977年8月	第11回	3500万人	文革の終結宣言
1982年9月	第12回	3965万人	
1987年10月	第13回	4600万人	社会主義初級段階論の提出
1992年10月	第14回	5100万人	冷戦後、社会主義市場経済の提起
1997年9月	第15回	5800万人	
2002年11月	第16回	6636万人	
2007年10月	第17回	7336万3000人	「和諧社会」建設を提起
2012年11月	第18回	8260万人	2020年「小康社会」実現を提唱

出典) 21世紀中国総研『2015年版中国情報ハンドブック』(蒼蒼社、2015年、85-90頁)より作成

第2章 整風運動と党員教育体制の整備

第1節 整風運動と紀律検査委員会の始動

1. 全党全軍の整風運動の発令

1950年5月1日、中共中央は「全党全軍において整風運動を展開することに関する指示」(関

于在全党全軍開展整風運動的指示）を全国の各級党委員会宛に通達した。この年、建国以前からの古参党员（老党员）も加えて、党员数は 540 万人に達していた。そのうち、新党员は 200 万人（37%）を占めた。

「指示」は次のように述べる。「我党が既に全国で勝利を収めたことにより、この 2 年余で、党は拡大し、既に党员は約 200 万人も増加した。その中の多くの人の思想作风は極めて不純であり、まだ計画的な教育訓練を与えることが間に合っておらず、古参党员や古参幹部の中の多くの人々は傲慢になって自惚れており、命令主義の作风を作り上げ、党と人民政府の政策にわざと違反し、横暴な態度で工作任务を完成し、党と人民政府の威信を破壊して、人民の不满を引き起こしている。甚だしくは汚職し、政治上は墮落・頹廢し、違法乱紀等々の極端な現象が生じている」と。この大規模な全党全軍の整風運動は、具体的には各地・各機関における整風会議の招集、整風訓練班の設立、批判と自己批判、文献学習、情况分析などによって進められた。夏・秋・冬の三期実施し、1950 年冬に終了した。

2. 紀律検査委員会の設置と朱徳講話

1949 年 11 月 9 日、中共中央は「中央および各級党の紀律検査委員会を設立することに関する決定」（關於成立中央及各級党的紀律検査委員会的決定）を發布し、党副主席・朱徳（1886－1976）が中央紀律検査委員会書記に任じられた。以来、地方の党・政府・軍隊の諸機関と人民団体に紀律検査委員会が次々と設置されて行った。

半年後、整風運動が発令された直後、1950 年 5 月 6 日、中央直属系統の党・政府・軍隊の諸機関と人民団体の各級党紀律検査委員たちによる連席会議が開催された。席上、朱徳は「党の紀律検査工作进行を強化せよ」（加強党的紀律检查工作）という講話を行った。党の政治路線と政策、党章・党紀や党の決議、国家の法律・法令などに対する違反行為の現況を 4 点指摘している。要点を列記しよう。

（1）命令を強迫し、大衆から離脱する情況は相当に酷い。「多くの党员幹部、特に下級党员幹部、彼らは食糧の徴収、税金の徴収、公債購入の奨励、地租軽減、土地改革等の工作の中で、往々にして単純に任務を完成するために手段を選ばず、横暴で無茶な方法を取って、都合次第で人を捕らえ、吊るしあげて打ちすえ、あるいは悪質分子が人を捕らえ、吊るしあげ打ちすえて何も聞かず何も問わないのを容認している。これは相当に多い情況である」と述べ、このような党の政策や紀律に違反する行為が多ければ、党の政治上の重大な損失になるという。

（2）官僚主義の作风が進んでいる。「一部の党员幹部は国家の大事に注意を向けず、大衆の痛苦に関心を寄せず、共産党の重大任務が随時随所に世界を認識し世界を改造しなければならないことを理解していない」のは、官僚主義の作风の一側面である。また、革命事業や国家の財産に対して無責任な態度を取るのも官僚主義の現われである。「例えば、鉄道や鉱山で連続して重大な殺人事件が起こり、工場の機材が絶えず破壊されたり、損壊したりする、また多くの倉庫が壊され、物資が盗まれたり、カビが生えて腐ったりする等々。その損失は計算すれば人を十分に驚かすものである」と述べ、このような無責任な態度は、党・国家・人民に対する犯罪行為と見なければならないという。

(3) 経歴や資格を自慢し、功賞を頼む（擺老資格、恃功挟賞）という遅れた思想が黨員幹部の中で顕著である。彼らは自らを功臣とし、天下は自分たちが切り開いたものであり、党と政府は自分たちに高い地位と待遇を与えなければならないと考えている。党外人士や大衆を見下げて、党の組織や紀律、政府や法律も軽視している。「考えてほしい。この30年、反革命の敵との残酷な闘争の中で、どれほど多くの烈士が彼らの鮮血と命を捧げたか知れない。もし彼らの英雄的犠牲や戦友の死を乗り越えて後に続こうとする英雄的行為がなければ、我々が勝利を勝ち取ることは想像し難いものである。我々の党においては、もし毛沢東同志の正確な指導がなければ、もし毛沢東思想の指導がなく、絶えず各方面の欠点と錯誤を是正しなかったならば、党と人民革命事業がこのような迅速にして巨大に発展し、即ち勝利を獲得することは同様に想像し難いものである。もしいかなる同志でも自分には大した功績があり、党と人民は彼に高い地位と待遇を与えなければならないと思っているならば、それは完全にそうであってはならない」と述べる。

(4) 汚職腐敗した行為も過去に比べて増加してきた。北京市党委員会の報告によれば、この1年に黨員幹部の政策や法律の違反者は182人に上った。済南市では1948年1月から1949年1月の1年間に黨員幹部の党紀違反で処分を受けた者は58人いたが、そのうち右傾、享楽、汚職などが4分の3を占めた。北京・済南両市の状況を見ると、「我党が都市に進入して以来、大部分の黨員幹部が享楽思想を発展させ、このために汚職腐敗した行為が増えているのである」という。

以上のように、党の政策や紀律の違反、公益を守らない官僚主義的な無責任、功績を頼んで党外人士や大衆を見下し、汚職を引き起こす享楽思想などが黨員幹部に顕著に見られるようになったのである。これに対して、紀律検査委員会はどのように対応すべきか。朱徳講話は3つの方法を挙げている。

《第一に、指導上、上から下へ順次、經常的に紀律検査工作に力を入れ、党内外の民主を發揚することと、批判と自己批判を展開することを相結合する。この両方が同時に挟み撃ちして、間違った思想行為は暴露できるし、過ちを犯した同志は皆の援助と教育を得ることができる。第二に、党内の教育工作は紀律執行と相結合する。党内の教育工作が主要なものであり、必ず絶えず黨員幹部の政治・思想水準を高め、彼らが過ちを克服し、また避けることができるようにしなければならない。しかし、過ちを犯しても改正しない同志に対しては、必ず紀律を執行しなければならない。このために、党内の教育工作は必ず紀律の執行と相結合しなければならない。但し、また必ず党内教育を主とし、紀律執行を補とすべきであり、主と補を一つに結び付けて明確に区分せず、思うままに黨員幹部を処分してはならない。

第三に、問題を見つけたら、直ちに処理し、隨時経験を総括し、党の刊行物や新聞紙上に公表し、これによって全党と人民を教育する。このことは大変重要である。問題を見つけたら、必ず即時に処理し、即時に是正するのであり、蓄積してから全ての事を処理してはならない。これによって、黨員幹部の過ちが愈々大きくなり、積み重なって取り返すのが難しくなり、最後に政治生命を葬り去ることになるのを防ぐのである。処理後、隨時経験を総括し

て、党の刊行物や新聞紙上に公表しなければならない。この点は有効であり、提唱するに値する。こうすれば、全党と人民を教育するだけでなく、過ちを犯した党員幹部を真正に有効に教育できるのである。・・・》
(朱徳「加強党的紀律檢查工作」)

ここに党員、特に党員幹部に対する教育事業を主なるものとして実施し、それを補完するものとして、党の紀律や政府の法律に違反する行為の防止対策が開始されたのである。⁽¹¹⁾

第2節 幹部教育の現状と課題

1. 成人教育としての幹部教育

中国共産党は全党全軍の整風運動を敢行し、紀律検査委員会を設置すると同時に、党員の「幹部教育」(cadres education)に着手した。

中国語の「幹部」は日常的に使用されているが、やや曖昧な概念である。『党的建設辞典』(2009)によれば、1922年7月、中国共産党第二回全国代表大会において制定された党章の中で初めて使用されたが、そもそも外来語であるという。「党と国家機関、軍隊、人民団体、科学・文化等の部門および国有企業・事業体の中で、一定の公職を担当する人員はすべて幹部と称する」という。⁽¹²⁾ また『中国共産党組織工作辞典』(2009)には、幹部の付いた用語が幾つか掲載されている。「党的幹部」、「党政幹部」、「党員幹部」、「党外幹部」、「領導幹部」、「高級幹部」、「基層幹部」、「少数民族幹部」、「軍隊幹部」等々であり、それぞれの意味を次のように説明している。⁽¹³⁾

①「党的幹部」とは、「党の事業の中心的人物、人民の公僕。党の路線・方針・政策の制定者や執行者、党の各任務の組織者や指導者。党の事業工作のためであれば、党員幹部だけでなく、非党員幹部もみなく党的幹部>である」という。

②「党政幹部」とは、「党と国家各級機関およびその業務機関において党政工作に従事する幹部。例えば、党の機関、人民代表大会の機関、行政機関、政治協商機関、裁判機関、檢察機関等々において、公務活動に従事する幹部」を指す。

③「党員幹部」とは、「中国共産党の党員身分を有する幹部で、国家幹部隊伍の中の中核的力である」という。これに対して、「党外幹部」とは、「又は非中共党員幹部と称する。特に、中国共産党の党員身分を有さない幹部で、党と国家全体の幹部隊伍の重要な組成部分である。例えば、幹部隊伍の中の民主党派の成員、無党派の代表者など。党外幹部の選抜と養成は、統一戦線の基礎的な工作であり、中国共産党の指導する多党合作と政治協商制度を具体的に体現したものであり、またこの基本的政治制度を実行する組織保証である。中国共産党は以前より党外幹部の選抜と養成を重視し、党外幹部の選抜と養成を幹部工作の重要な側面となし、党外幹部や党外人士と共同で仕事をすることを堅持してきた。改革開放以来、党中央は前後して一連の政策・措置や制度的規定を發布し、<政治性が堅固で、素質が優良で、階級構成が合理的で、代表性が強く、中国共産党と親密に協力する党外幹部隊伍>を努力して建設し、小康社会の全面的建設という偉大な目標を実現するために奉仕するよう求めている」という。

④「領導幹部」とは、各級の党政機関、人民団体や軍隊の中で指導的職責を担う幹部と国有企業・事業体の指導者」を指す。

⑤「高級幹部」とは、「党政機関、人民団体の中で省政府の各部級以上の、また軍隊の中で軍級以上の高級指導職務を担当する幹部や国有企業・事業体の中でこれに相当する職務レベルを担当する指導人員」を指す。なお、軍級は、陸軍では最大単位である。

⑥「基層幹部」とは、「基層単位で仕事をする幹部。例えば、県・郷の党政機関、城市・街道・社区、農村基層組織、軍隊の連隊など基層単位で仕事をする幹部」を指す。

⑦「少数民族幹部」とは、漢族幹部以外の各民族幹部を指す。

⑧「軍隊幹部」とは、軍隊の中の排級以上の幹部を指す。なお、人民解放軍の陸軍の編成は、軍（軍＝2 個師団）、師（師団）、団（連隊）、營（大隊＝3 中隊 500 人前後）、連（中隊＝3 小隊）、排（小隊）、班（分隊）の順である。

このような各方面の「幹部」は党と政府を支える中核的存在である。ゆえに、古参黨員幹部はもとより、急増する新黨員幹部を対象として、マルクス・レーニン主義理論、専門的業務知識、指導・管理能力、科学・文化知識などの水準を高める系統的教育が求められたのである。

今日、その基本形式には、各級「党校」や「幹部文化補習学校」、各種の普通幹部学校や専門幹部学校、行政幹部培訓センターや短期訓練班などがあり、建国初期に比べれば、その事業規模は拡大している。また、これを学校段階別に見れば、高等教育では、省級政府が大学に委託する幹部専修科、独立設置された管理幹部学院、通信教育などがあり、中等教育では、中等専門学校の文化補習班や中專班、工場・企業が設置する職工業余学校などがある。すなわち、幹部教育は多種多様な形式によって実施されている。要するに、在職幹部の政治素質、業務素質、文化素質を高めるための、学歴・非学歴課程の成人教育である。

2. 国家機関幹部の教育

新中国成立から 1 年が経過した。1950 年 10 月 17 日、中共中央は「在職幹部の学習問題に関する通知」（關於在職幹部學習問題的通知）を、各中央局・分局と省級党委員会宛に発布した。以下、全訳である。なお、文中の「機関」は各レベルの国家機関を指している。

《現行の、各機関で毎日 2 時間、学習する制度は、各地で解放初期には歓迎されたが、実施して久しくなり、本来この習慣のない多くの党外人員や旧公務員はこれを辛く感じており、かつ多くの機関の学習に対する指導は強くなく、学習の効果もまた低い。各地で直ちに他の方法を別途定めてほしい。その原則はこうである。

（一）学習を 2 時間強制する方法を停止する。但し、学習参加者の中でこの方法を継続したい者は暫時これを許す。（二）「機関学校」を運営できる場合は「機関学校」を計画し実施しなければならない。学生は自らの意思で申し込み、等級別にクラスを編成し、時間通りに授業を行い、文化・業務と政治を学習する。これによって現在のような、進度を確定せず、程度による区別がなく、教員を固定しない混乱状態に取って替える。（三）政治を自習できる者は自習を主とする。しかしながら、指導によって、それが荒廃することを避けねばならな

い。可能であれば大機関は、学習指導員を置き、自習者に個別指導する責任を負わせる。比較的小さな機関は宣伝員を置き、学習中の疑問の解決を援助し、時局講演会（時事報告）等々を組織させる。学習指導員と宣伝員は等しく党委員会によって任命し、その工作は党委員会宣伝部が管理する。（四）各種の学習方法として、指導のない「小組会」は少なくし、疑問に解答する「座談会」は多く開かなければならない。（五）各中央局および分局はこの問題に関する意見を、11月15日までに中央まで提出してほしい。》

（中共中央「関于在職幹部学習問題的通知」）

新中国成立後、中国共産党は直ちに各級国家機関の在職幹部（党員・非党員を含む）に対して、毎日2時間、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想に関する政治理論学習を強制した。社会主義政権の思想基盤を強固にするための重要な処置と考えられた。それは最初「歓迎された」が、1年を経てみれば、この学習制度には各個別の学習指導が不足し、学習効果は上がっていないことが判明した。そこで、この制度を停止し、代わりに各級国家機関が「機関学校」を設置して、所属幹部たちの学習を適切に指導し、学習の確実な進展を保証するよう指示したのである。学習指導員・宣伝員が幹部たちによる「座談会」を多数開いて諸々の疑問に答えるという方法が、指示通りに実行されたであろう。だが、「機関学校」において、どのような疑問が提起されたのか、その教育効果は上がったのか等々について、詳細な資料はない。

3. 労農幹部の教育

（1）「工農速成中学」と「工農幹部文化補習学校」の設立

各級国家機関の幹部、通称「機関幹部」の政治理論学習と並行して、「労農幹部」（工農幹部）の教育事業が展開された。労農幹部とは、労働者・農民階級出身で、革命闘争に参加した古参党員および党支持者を指す。彼らは建国後、恐らく地方の党基層組織、人民政府各部門、鉱工業企業、工場等々の幹部になっていたのである。彼らは、大衆と直接に接するので、党の評価を左右しかねない重要な立場にあった。労農幹部の教育が重視された理由である。

1950年12月14日、政務院は「工農速成中学と工農幹部文化補習学校を創立することに関する指示」（関于舉辦工農速成中学和工農幹部文化補習学校的指示）を發布。以下、全訳である。

《一．労農幹部は人民国家を建設する重要な中心人物である。しかし、過去の長期の戦争環境の中で、彼らは系統的な文化教育を受ける機会をほとんど持つことができなかった。彼らの文化水準を高め、建設事業の需要を満たすために、人民政府は必ず彼らに専門的な教育を受ける機会を与え、彼らを新しい知識分子に育成しなければならない。このために、特に、全国範囲において計画的に順序立てて、工農速成中学と工農幹部文化補習学校を創立し、様々な程度の異なる労農幹部を吸収して適当な期間、文化教育を与え、できる限り全国労農幹部の文化程度を数年内に中学校水準（中学水平）まで高めることを決定した。

二．工農速成中学の修業年限は暫定的に3年とする。必要な時これを延長し、その課程は中学校（普通中学）の基本課程相当とする。工農幹部文化補習学校の修業年限は暫定的に2

年とする。必要な時これを延長し、その課程は完全小学校の基本課程相当とする。この両種の学校の課程内容はともに努めて精選し簡略化して、国家建設の需要および労農幹部の特徴に適合させる。

三．工農速成中学と工農幹部文化補習学校の學員は、各国家機関、工場、学校が計画的に人事調整し、また選抜して送り出さなければならない。工農速成中学に入る条件は、革命工作に3年以上参加した労農幹部あるいは3年以上の勤務年数をもつ産業労働者で、高級小学校卒業の文化程度相当を有し、年齢18から35歳までの身体健康者とする。

工農幹部文化補習学校に入る条件は、革命工作に3年以上参加した労農幹部で、年齢18歳以上の者とする。各単位は學員を選抜する時、労農幹部の文化に対する切迫した需要と国家建設の長期的利益を認識し、規定に照らして選抜して送り出し、うわべだけ人数を揃えるのは良くない。

四．工農速成中学と工農幹部文化補習学校は等しく、優良な教職員を配置して教学と校務を担当させ、かつ必要な設備を供給されなければならない。

五．優秀な労農幹部および産業労働者の入学を奨励するために、離職学習する學員に対して、学習期間中は、現有の軍務年数や勤務年数を継続して計算しなければならない。現物支給賃金制（供給制）が適用されている幹部は入学後、その政治と物質生活等の待遇を必ずもとの標準のまま保持しなければならない。賃金制（工資制）が適用されている幹部は、等級相当の現物支給賃金制の待遇を受ける。労働者は一般に現物支給賃金制に応じて待遇されているが、入学後、その家族生活が確実に困難になる者には、事情を斟酌して補助を与える。工農速成中学および工農幹部文化補習学校の教員の賃金は、当地の中学・高校（普通中学）および小学校の教員待遇よりやや高くしなければならない。

六．工農速成中学は、暫時、中央人民政府教育部および各大行政区教育部によって全面的に計画し設立される。工農幹部文化補習学校は、各高級機関および省・市・県の人民政府によって別々に設立することができる。

七．中央人民政府教育部は上記各項の原則に基づき、工農速成中学と工農幹部文化補習学校の実施方法を制定し公布して実行する。かつ計画的に教師を訓練し、教材を編纂・修訂し、両種の学校の需要を満たさなければならない。全国の工農速成中学と工農幹部文化補習学校の学制、課程、教材と教学計画は等しく、中央人民政府教育部の規定に照らして処理しなければならない。》（政務院「關於舉辦工農速成中学和工農幹部文化補習学校的指示」）

かくして工農速成中学と工農幹部文化補習学校が各地に創立されていった。この「指示」の3カ月前、1950年9月18日から29日まで、教育部と全国総工会は第1回全国工農教育会議を共同開催し、労農大衆教育と労農幹部教育について方針を打ち出した。会議報告によれば、既にその年、工農速成中学18校を設立し、生徒数2500人余を受け入れたが、翌1951年には更に拡充し、1万4774人（中央直属800人、東北4,374人、華北4,040人、華東2,200人、中南1,000人、西北1,800人、西南400人、内蒙古160人）まで増やす計画であるという。⁽¹⁴⁾

他方、工農幹部文化補習学校については、翌1951年に各地で開校し、2万人の学生募集（華

北 9000 人、華東 5000 人、中南 3000 人、西北 2000 人、西南 1000 人、東北・内蒙古は計算に入れない）が計画されている。

工農幹部文化補習学校は初級と中級の両班を設けた。①初級班では、初級小学校程度の労農幹部を入学させ、2 年間で高級小学校程度まで高めて卒業させ、②中級班では、高級小学校程度の労農幹部を入学させ、2 年間で中学校卒業程度まで高めるという。なお、中級班は甲乙兩類に分けられ、甲類は「文史課」を重点とし、卒業後に政法・文教部門の幹部学校・幹部班に進学できるものとし、乙類は「数理課」を重点とし、卒業後に財經部門の幹部学校・幹部班に進学できるものとされた。

更に、中学校程度の文化水準に達していない、国家機関に勤務する「労農機関幹部」を対象に「機関幹部業余学習」も計画された。翌 1951 年には、労農機関幹部 25 万 5000 人（華北 8 万人、東北 4 万 5000 人、内蒙古 5000 人、華東 5 万人、中南 3 万 5000 人、西南 2 万 5000 人、西北 1 万 5000 人）に文化補習を実施し、加えて「職工業余教育」を 155 万 5000 人に、「農民業余教育」を 501 万人に提供するとしている。表 2 の通りである。

表 2. 1951 年の工農教育計画

教育の種類	入学条件	修業期間	1950 年情況	1951 年の計画
工農速成中学	18－35 歳以下。革命工作や産業労働に 3 年以上参加した労農幹部で高級小学校程度の者。	3 年（4 年まで延長可）	18 校創設、 學員 2520 人	1 万 4774 人まで増やす。
工農文化補習学校	初級班：初級小学校程度の 労農幹部。	2 年	なし	2 万人募集
	中級班：高級小学校程度の 労農幹部。甲類（文史課） と乙類（数理課）に区分。			
機関幹部業余学習	中学校程度に達しない労農幹部	特になし	なし	25 万 5 千人
職工業余教育	文盲の職工	年 240 時間以上	70 万人余	155 万 5 千人
農民業余教育	冬学・識字班・学習小組や 農民業余学校	年 150～200 回 授業	冬学：農民 1200 万人余	501 万人に提供。

出典）錢俊瑞・劉子久「第一次全国工農教育會議情況及び各項決定」（1950 年 10 月報告）

ところで、その後、1951 年 2 月 10 日、教育部は「工農速成中学暫行実施辦法」を發布し、工農速成中学を卒業後は大学に進学できることを明示した。更に、1951 年 11 月 19 日、教育部は「工農速成中学を大学に附設することに関する決定」（關於工農速成中学附設于高等学校の決定）を發布し、これを大学予備学校とし、卒業後に直接、その大学に進学できるようにした。すなわち、労農幹部に高等教育への道を開いたのである。

しかしながら、4年後、1955年7月9日、教育部・高等教育部は「工農速成中学の学生募集停止に関する指示」（關於工農速成中学停止招生的通知）を發布。労農幹部は今後、主に業余学習方式を実施するので、工農速成中学の学生募集を停止する旨を通知した。こうして、在校生の卒業とともに、1958年第1期全国人民代表大会第5次会議はこれを大学の工農予科あるいは正規の工農中学に改編することを決定した。これによって、約8年間続いた工農速成中学は姿を消すことになったのである。

（2）労農幹部の文化補習教育

1953年9月、政務院文化教育委員会は北京にて第一次全国幹部文化教育工作會議を開催した。會議の内容は知る由もないが、その成果として、12月24日、中共中央は「幹部の文化教育工作を強化することに関する指示」（關於加強幹部文化教育工作的指示）を發布した。建国後、労働者・農民階級出身の幹部が大量に出現したが、その政治水準、文化水準、業務能力ははなはだ低くかった。このために、工農幹部文化補習学校を更に拡充する方針を打ち出したのである。以下、部分訳である。

《（一）目下、幹部の文化教育を展開する目的は、文化水準の比較的低い幹部を高級小学校相当から中学校卒業の水準まで逐次高めることであり、それによって有効に政治理論を学習し、業務を研鑽し、各種工作进行するのに有利になる。同時に、一部の労農幹部に進学のための条件を具備させるためである。各級党政機関と人民団体は可能な限り、文化程度が中学校卒業に達しない幹部を動員して文化を学習させなければならない。かつ彼らの学習成績を幹部鑑定と勤務評定（考績）の標準の一つとする。

（二）幹部の文化教育を実施する時、一定の指導責任を担う労農幹部の学習参加を重視し、また警備員、通信員、勤務員等を入学させるよう適当に配慮しなければならない。警備員や勤務員の切実な学習の要求に対して、関心のない態度を取り、文化学習の機会を与えないのは間違っているので、是正しなければならない。

（三）幹部の文化教育は必ず速成かつ実際と関連させるという教学方針を採用すべきである。課程は簡潔で集中的なものとし、教学内容は學員の業務と適当に関係させ、教学方法は労農幹部の特徴に適合させねばならない。労農幹部の特徴や実際の要望を顧みず、教学上では普通学校が機械的に用いている一般的な、又は「急がせるが成長を求めない」（求速不求成）というやり方は、すべて間違っているので、防止し是正しなければならない。

（四）幹部の文化学習は具体的情況に基づき、在職業余学習か、離職集中学習の方式を取って行うべきである。大多数の労農幹部にとっては完全に離職して学習することは不可能なので、一般に幹部の学習は業余学習を主としなければならない。

（五）県以上の各級機関は、具体的条件に基づいて順序良く「幹部業余文化補習学校」や文化補習班を開設しなければならない。機関は党政を指導する上で、これに常に関心を寄せなければならない。かつ必要な支持を与え、また専任者を指名し、一定の問題の解決を援助する責任を負わせなければならない。例えば、学校が教学計画を決めるのを指導し、學員の文

化学習の時間を保証し、学校が必要とする経費や授業を行う場所などを速やかに解決する。更に、教師と学员に対する政治思想の指導を強化し、教師が安心して仕事ができ、学员が教師を尊敬し学問を好むようにする。教師と学员は一致団結し共同で教学任務を完成させなければならない。

「幹部业余文化補習学校」や文化補習班の学制、課程、教学時間、教師と制度など、一般に下記のように規定する。各地は实际情况に基づいて参照し施行すべし。

- (1) 学制：高等小学校班（高小班）は約 2 年（文盲段階は除く）、中学校班は約 3 年。条件が揃う地方や単位は、高校班や夜間大学を試験的に行うことができる。
- (2) 課程：高等小学校班は「語文」と「算術」の二学科を設ける。中学校班を暫く設けることができない地方は「自然常識」を増設できる。中学校班は一般に「語文」「代数」「歴史」「地理」「自然常識」の五学科を設ける。もし業務のために他の課程（幾何、物理、化学、生物、生理衛生などの学科）を学習する必要があるれば、進修班を開設できる。上述の課程は各地で対象も異なり、要望も異なるので斟酌して増減できる。課程の配列は、一つの課程だけをを進める（単課独進）か、あるいは二つの学科を並行してを進める（両科併進）のが良い。
- (3) 教学時間：1 年を 2 学期に分けて、毎学期の授業時数は 20 週を保証しなければならない。毎週の授業時間は一般に 6 時間より少なくてはいけない。各学科の教学時間は大体次のように決める。高級小学校の語文と算術はそれぞれ 240 時間（合計 480 時間）、中学校の語文は 300 時間、代数は 120 時間、歴史は 100 時間、地理は 80 時間、自然常識は 120 時間（合計 720 時間）とする。各地は具体的情況に基づいて柔軟に対処すべし。
- (4) 「幹部业余文化補習学校」あるいは文化補習班では、必ず機関や団体の工作人員の中から兼職教員を招聘して教えさせ、かつ一定数の専任教員を適当に配置して教学リーダーとなして、教学工作を管理させなければならない。兼職教員については、必要ならば現有の仕事を減輕するか、あるいは補助すべきである。専任教員だけに事を任せようと考え、兼職教員の作用を認めないやり方は妥当ではない。教学効果を高めるために、教師を組織して業務学習を適切に進めるべきである。
- (5) 「幹部业余文化補習学校」あるいは補習班は、学员の現有の文化程度に基づき、学科に分けて班を編成する。これにより同一学科の学员の文化水準に大差がなくなる。同時に、必ず休暇、補習課、試験、卒業等の制度を徐々に確立し、教学工作の正常な実施を保証しなければならない。

(六) 農村区の幹部は、区委員会書記の区長以外は、一般には业余学習を主とする。かつまた上述の业余文化補習学校の各種の方法を参照し、当地の具体的情況と結び付けて、様々な方式で学習することができる。

(七) 区委員会書記の区長以上の主要幹部の工作任務は多く重いし、流動性も大きいので、业余时间に系統的な文化学習を持続することは困難が多い。このため地級党委員会以上の各級党委員会は、「幹部文化補習学校」を逐次設立するか、あるいは党校その他の幹部学校内に

「幹部文化補習班」を附設して、＜文化水準の比較的低い古参幹部＞を計画的に時期とグループを分けて離職集中学習をさせなければならない。工業部門に転入させて仕事をさせるべき文化水準の比較的低い幹部＞に対しては、とりわけ先に離職学習させなければならない。各級党政指導機関はこの種の学校に対する指導を必ず強化し、常に具体的に援助し、学校の教学の方針と計画を審査して許可し、また質の高い指導者と一定数の専任幹部と教員を配置すると同時に、規定に照らして幹部を入学させる責任を負わなければならない。この種の学校の学制、課程、教学時間などの問題は、各地が「幹部业余文化補習学校」の各辦法を参照して、自ら規定することができる。

（八）現在、各級教育行政部門によって指導されている工農速成初等学校は、1954 年 1 月から、一律に「幹部文化補習学校」あるいは党校附設の幹部文化補習班に改め、当地の党委員会による直接指導に委ねなければならない。かつ切実に整頓すべきである。例えば、各種の必要な制度を確立して混乱現象を克服したり、教学計画を修訂したり、教員の中で任に耐えない者に対して調整したり、また學員の中で条件に合わず、病弱で学習が持続できない者に対して、それぞれ妥当に処置するなどである。

（九）国家建設事業の需要に適応するために、労農幹部の中の文盲を大いに無くさなければならない。この工作は、一般に業余学習方式で行う以外に、条件の揃う地区では、等しく県あるいは專署が「速成識字班」を主宰し、計画的に県区級の文盲と半文盲の幹部を入学させなければならない。一般に 3・4 カ月以内に（実際の教学は 500 時間前後）、常用字 2000 前後が分かり、通俗的本や新聞を読み、200 から 300 字の短文を書ける程度に到達させる。同時に、教学上、教えながら強固にし、単に間に合わせるために急がせて、速いが成長していないというような偏向に注意し防がなければならない。

（十）計画的に鉱工業企業の幹部の文化水準を高めることは、国家の工業建設を推進するのに大変重要な意義がある。各級党委員会と主管業務部門はこれについて十分に重視し、この工作の指導を強化し、切実に実行可能な計画を制定し、その学習時間・人員編制・経費などの問題を適切に解決しなければならない。

（十一）労農幹部に適する文化学習の教材を編集することは、幹部の文化教育を巧く行うための鍵の一つである。政務院文化教育委員会は各地の文化教育委員会と協力して、一定の力を組織し、計画的に順序立ててこの工作を実行しなければならない。目下、まず各地の現有の教科書を集めて審査し、その中の比較的良い物を選んで、各地に推薦しなければならない。急ぐ必要がある。

（十二）少数民族幹部の文化学習は、原則として当民族の語文を使用するが、自由意思の原則の下、当地の社会生活で普遍的に応用している別種の文字を使っても良い。その学制、課程および教学時間などは具体的情況に基づき、上述規定を参照して処理する。

（十三）幹部の文化教育事業の人員編制と経費は暫時下記のように規定する。

第一に、幹部の業余文化教育事業の人員編制と経費について、①業余文化補習学校（幹部業余掃盲班を含む）の専任幹部と教師の配置は、大体平均して學員 100 名毎に専任教員 1 人、學員 300 名毎に専任幹部 1 人を配置するが、各地は具体的情況に基づいて適当に対処すべし。

兼任教員を多数招聘する時には専任教員は少なくすべきである。②党政機関(企業は含まず)や大衆団体が所管する幹部业余文化補習学校の専任教職員は、等しく行政編制に入れるべし。専任教員の給与は、普通学校教員の給与標準を参照し、行政人員の待遇で給付すべきである。③兼職教員の手当てと學員のテキスト費および他の教学費用は、機関幹部学習費あるいは工会文教費の項目で支出する。

企業部門の幹部が行政機関の運営する「幹部业余文化補習学校」で学習する時、当該企業は一定の定員の専任教職員の給与・福利および他の教学費用を分担しなければならない。具体的方法は当地の党委員会が関係方面を集めて相談し解決する。

第二に、離職学習式の「幹部文化補習学校」、幹部掃盲班および工農速成初等学校の経費については、1954年1月から等しく幹部訓練費の項目で統一して支出する。その人員編制は各地の党委員会が現行の標準を参照して自ら規定すべし。

(十四) 幹部の文化教育に対する指導を強化するために、省・市以上の各級文教委員会は幹部教育局(処)を設置し、一定数の人員を配置して、幹部の文化教育事業を管理しなければならない。もし条件が揃わない時は暫く教育行政部門によって管理する。專署・県以下は、党委員会宣伝部門が主管して、専任幹部を配置し、政府文教部門と協力してこの工作を進めなければならない。これらの幹部の文化教育を専門に管理する機構は、党委員会の統一的指導の下で政府の教育・人事部門および他の関係方面と協力して、この工作をしっかり行う責任を負う。離職学習式の「幹部文化補習学校」(工農速成初等学校を含む)と党校附設の幹部文化補習班および幹部掃盲班などに対しては、党委員会組織部門が指導責任を負わなければならない。「機関幹部业余文化補習学校」は、各級党委員会と行政責任者が指名する専任者が指導責任を負わなければならない。上述の各規定は各地で実施する時、具体的情況に応じて、その土地の事情に適合させることができる。》

(中共中央「關於加強幹部文化教育工作的指示」)

すなわち、文盲・半文盲の、あるいは業務能力の低い労農幹部を対象に識字教育と文化教育を行うための幹部文化補習学校・補習班を開設して、高級小学校卒業・中学校卒業相当の知識を習得させた。この「指示」によれば、半年後の1954年6月末までに、各中央局・分局は中共中央に状況を報告するよう厳命された。各中央局・分局と省・市党委員会は具体的計画を直ちに作成し実行したのであろう。党指導部は、労農幹部の業務能力に強い危機意識を抱いていたに違いない。これ以後、各地で大量の幹部文化補習学校が開設された。1955年の不完全な統計では、3546校に達し、學員数は130万人に膨らんだ。⁽¹⁵⁾

1956年12月8日、教育部は「幹部文化学校に対する教学指導を強化することに関する通知」(關於加強對幹部文化学校教学領導的通知)を發布。これによれば、省・市政府主管の幹部文化学校は200校余、學員数は5万人余であった。県・区以上の指導的幹部がここでの学習によって中学校程度の文化水準まで向上していたが、教学課程、教師の質など教育上の問題が顕著になったので、その改善を指示したのである。だが、その成果が見える間もなく、翌1957年以降、幹部文化学校の補習教育は停止されたのである。その原因は判然としない。

第3章 中国共産党の全国組織の確立

第1節 整党に関する劉少奇報告

1950年冬に整風運動が終了した後、その成果を踏まえて、党組織の全国的拡大と強化が図られた。すなわち、1951年3月28日、中国共産党は第一次全国組織工作会議を開催した。開会時、党副主席・劉少奇は報告（第一次全国組織工作会議上の報告）を行った。その中で、本会議の目的は「党の本来の組織を整理し、新党員を拡大させる問題」を討議することであると述べ、中国共産党の組織建設と党員教育に関する方針を提示した。新中国を指導する重大な任務を背負うことになった党にとって、「整党工作」（党員の粛清と教育）は必要不可欠なものであるという。劉少奇報告はかなり長文である。以下、要点を列記することにした。

（1）党の一般的情况

党員数の増加傾向、勤務状況、地理的分布その他の概要を述べる。すなわち、1951年現在、党員数は580万人に達し、2年間で270万人も増加。勤務状況は表3の通り、農村に300万人余、武装部隊に160万人余で、合わせて全体の80%を占める。また別の角度から言えば、中央党員160万人に対して、地方党員420万人である。地方党員の多い省は河北、山東、蘇北、山西、平原、察哈尔の6省区で計290万人に上る。それは地方党員全体の70%を占め、分布から言えば不均衡な状態である。また、女性党員は60万人余（10.4%）、25歳以下の党員は120万人余（20.7%）であるという。

これらの党員の大多数は党員の条件を具備した優秀な人々であるが、一部には党員の条件に達しない人もおり、少数だが「悪質分子」（壊分子）も混じっている。各地方、農村と都市、部隊、機関、学校の党組織の中には、人数と性質は同じではないにしても、どこにでもこのような者たちが存在する。これまでの党の歴史状況の中で、系統的な教育や組織上の整理をする暇がなかったのが原因である。

表3. 1951年の中国共産党員の勤務機関と党員数 (人)

勤務機関	党員数
武装部隊	160 万余
工場・鉱山・工業の体力労働	20 万余
国家行政機関・企業その他機関・学校	70 万余
農村	300 万余
その他	20 万余
計	580 万

出典）劉少奇「第一次全国組織工作会議上の報告」（1951年3月28日）

（２）党の基層組織の整理

中国革命勝利後、大勢の人々が入党を希望するようになった。党の高級指導機関は過去に黨員受け入れに関して厳格な統御も審査もしなかったもので、多くの地方で党の下級組織が任意に黨員の条件を低くし、厳格な政治審査もなされなかった。このために、黨員の条件に達せず、覚悟も思想も遅れた人々が入党、共産党教育も充分でなかったこともあり、悪質分子も党内に紛れ込み、かつ「病氣」（毛病）を引き起こしている。

悪質分子とは次のような者をいう。①「階級異己分子」（階級異己分子）、即ち搾取階級出身あるいは搾取階級の影響を深く受けて、搾取者に同情し、党と労働人民の観点や作風を敵視し、その言動のある人、②反動的党団や「民間結社」（会道門）に参加したことがあり、まだこれと関係を断絶していない人、③スパイの疑いが濃厚な分子、④「投機分子」、即ち共産主義革命を実現する目的のためではなく、個人の野心と私的目的を実現するために入党し、党を利用しようとする人、⑤過去の革命闘争の中で党と革命に叛乱した分子、あるいはかつて敵に投降自首したことがあるのに、長期的な審査を経ず、功績もないまま党内に紛れ込んだ分子、⑥「暗蔵的反革命分子」、即ち重要な事情を党に隠したり、党を欺いたりする不忠実な分子、⑦党の政策や人民政府の法令にしばしば違反し、人民大衆に酷い悪影響を与え、あるいは悪辣な態度で人民大衆に接し悪影響を作り出しているのに改めない人、⑧私利私欲（自私自利）に走り、墮落変質して、改めることができない分子、などである。

また「病氣」とは、共産黨員の有すべき積極性や責任感がなく、階級的立場や組織の觀念がなく、向上する気がないので、たるんで消極的になること、個人主義、自分から功労があったと思って傲慢となること（居功自傲）、名声を欲しがること（聞名譽）、享樂だけを競うこと（爭享受）、不正な作風、官僚主義、独りよがり（自以為是）、大衆からの離脱、などである。要するに、党の危険は増大している。すぐに整党を行う工作人員を訓練し、1952年と1953年に分けて、全国各地に派遣し整党工作を逐次実施すべきだ。

（３）新黨員の拡大問題

新中国成立後、党の指導の下に行われた民主改革運動、抗美援朝運動、經濟建設運動の中で、熱心に党の理論と政策の学習運動に参加した人々が大量おり、その中の優秀な人々が入党を要望している。また、党は労働人民との関係を拡大強化するために、また党の彼らに対する指導力を拡大強化するために、都市や新解放区その他の党組織のない地方において、党組織を発展させなければならない。

（４）党の同情者による「小組」確立の試行

党の基層組織の下に「党の同情者小組」（党的同情者小組）を確立すべきという提案は有益である。だが、その経験がないので、各地の党委員会が若干の機関を選び、試行的に確立すべきである。党の同情者たちは組織化と党の指導を求めている。しかし、彼らは黨員の条件に達していないので、黨員の義務を履行し党組織上の約束を遵守することが期待できないので、「小組」は党の附属組織とし、彼らを教育し指導するのが適当である。「小組」加入には黨員の紹介を必要とし、党の支部大会を通過し、上級の党委員会が承認する。加入後の組員は、党の基層組織の公開會議に参加し、党に対して批判し建議する権利を有することにする。

組員は次の義務を履行すべきだ。すなわち、「一．各人は実際に出来る範囲で党の分配する工作に尽力すること。二．党の指導する大衆運動に積極的に参加し、主動的に人民大衆に向かって党の主張と政策を解釈し宣伝し、適時に党に向かって人民大衆の要求や意見を述べること。三．努力してマルクス・レーニン主義と毛沢東思想を学習すること。四．党と人民大衆の利益に危害を与える現象に対して主動的に闘争すること」である。

（５）幹部管理の問題

軍隊を除いて、現在、全国の政府機関等の「幹部」は 175 万人前後、そのうち党员 130 余万人である。1949 年以前に革命事業に参加した党员 60 余万人に対して、1949 年以後の入党者は 70 万人前後である。これに加えて、かつて国民党政府機関に勤務しそのまま留任した非党员 40 万人前後がいる。

これらの幹部の管理制度を確立しなければならない。「原則上、最重要職務を担当する幹部は中央によって集中的に管理し、地方組織がこれに協力すべきである。その次に重要な職務を担当する幹部は各中央局・分局、省党委員会、地区党委員会がそれぞれ別々に管理し、下級組織がこれに協力すべきである。初級組織の職務を担当する幹部（郷・村や基層組織の幹部）は県党委員会と市党委員会によって管理する。要するに、初級から最高級までのいずれの幹部も一定の機関によって管理されなければならない、幹部が 1 人でもいれば地方は必ず彼を管理しなければならない。我党は我党の幹部を管理する以外に、非党员幹部の任免・異動その他の問題に対しても意見を発しなければならない。このために、非党员幹部に対しても間接的あるいは直接的に管理する必要がある」という。

（６）党の組織機構の強化

我々は旧国家機構を破壊したので、急いで新しく我々の国家を組織しなければならない、多くの幹部を国家機構で使用しなければならない。また空前の大衆運動の発展と大衆団体の確立のために、我々は多くの幹部を大衆工作に就かせなければならない。然るに、党を管理する各級の組織機構は脆弱であり、まだ解放戦争も終結せず、抗美援朝の最中でもあるので、誰もこの問題に関心を向けていない。このままでは危険である。

第一に、党の組織部門、宣伝部門その他部門、紀律検査委員会や党校等々も強化すべきである。その方法として、①党の組織部門・宣伝部門の人手不足と能力不足を強化し、各級の党委員会が定期的にこれら部門の業務計画を検討し、その進捗状況を検査し、各級の組織工作与宣伝工作に関する専門的会議を開催する。②県級以上の党委員会組織部は、党员管理機構、幹部管理機構、組織指導の管理機構、支部工作を検討し直属の党委員会の工作进行を指導する機構を設置しなければならない。③区の党委員会の中には、支部の組織工作与宣伝教育工作を管理するために、十数支部毎に 1 人の組織員、数百人の党员毎に 1 人の「党内教員」を配置する。④党の基層組織一大工場、鉱山、機関、学校の中の党支部に 200 人以上の党员がいれば、生産から離れた「党工作人員」を 1 人から数人まで配置すべきである。以上によって、全国の社会界に分布する数百万の党员と党組織を経常的に系統的に管理できる。

第二に、これら多くの機構に欠けている組織工作人員を 3 年から 5 年計画で育成する。

第三に、党の各級紀律検査委員会の機構を強化し、違反者の処理やその上級組織への報告を

徹底させる。特に、違反した党員に対する処分を緩めるようなやり方は間違っている。

第四に、党内の民主化を拡大する。党委員会制度、党の代表大会制度、党内の「批判と自己批判」制度は党章上には規定しているが、これを全国範囲で実施する。また党内の選挙制度は、新解放区や問題のある地区では暫時実行できないが、その他の地区では徐々に実行する。党員には党内選挙の経験が少ないので、練習するため、「一般に、党内では毎年 1 回選挙を実行する。党章の規定は 2 年に 1 回選挙することになっているが、我々は 1 回多く実施する。これは党章に違反しない。党の各級の代表会議の代表は可能な限り選挙する。各級の党委員会は、党员大会、党员代表大会や代表会議によって選挙される。各級の党委員会の常務委員会は、党委員会の全体会議で選挙する。選挙方式は一般に挙手で表決する方法を用いる」という。そして、重要な工作方針や政策や計画を決める時は、必ず党委員会の全体会議で討論して決める。意見の相違があれば、上級の党委員会に報告して、結論を出すようにする。

以上、劉少奇報告の要点である。党員の急速な膨張によって生じた党組織運営上の様々な問題を示し、党員の更なる増加に対応する党员管理制度と組織工作の方針を提起した。この問題提起に沿って、2 週間の会議が進められた。

第 2 節 劉少奇の総括報告

会議最終日、1951 年 4 月 9 日、劉少奇は「更に高い共産党員の条件のために闘争しよう」（為更高的共産党員の条件而闘争）と題して、長い総括報告（全 8 節）を行った。以下、要約である。

（1）「我々の党は偉大であり、栄光があり、正しいものであるが、問題も存在する」

大多数の党員は標準に達しており、標準に達していない党員も悪質分子とは言えない。悪質分子は極めて少数である。しかし、党内には各種の重大な欠点があるので、このために整党を執行するのである。党は偉大で、栄光があり正しいものだからと言って、欠点も認めない態度は正しいものではない。

（2）「なぜ多くの党員が標準に達していないのか」

レーニン主義の党は決して党員の条件を普通の大衆の水準まで引き下げてはならず、原則上、労働者階級の先鋒隊である党員は大衆より「更に高い覚悟と、堅い革命意志」を持っていなければならない。しかし、過去において党の高級指導機関が党員を受け入れる時に厳格な統御と審査を実行せず、幾つかの地方では有る程度、自己流で勝手に行われてしまった。この責任は中央・地方の党指導部にある。同時に、党员教育がまだ不十分である。

（3）「現在、党員の条件を高めなければならない」

党員の入党条件を引き下げたことは正しくなかったが、革命勝利前は反動派が中国を統治しており、その情勢下で共産党に入っている人は反動派の迫害の危険を背負っていたのであり、「落後分子、投機分子、反動分子」の入党は自然に少なかった。ところが、国民党軍との三大戦役の勝利後、情勢は完全に変わった。革命の全国的勝利の後には、共産党に入っても何の危険もな

く、むしろ多くの保障や栄誉や地位等々を獲得できる。それで多くの悪質分子が積極的に入党してきた。当時は入党条件も低く、入党手続きも厳格に行われなかった。今、戦争もまだ終結せず、帝国主義の妨害も存在する中で、経済・文化建設を開始したばかりであり、今後の党の任務は重大であるので、党員の入党条件を高めなければならないのである。

新党員の入党条件は幾つかある。①「階級成分が良いこと、即ち労働者或はその他の労働者出身の人、また搾取階級の人にあつては必ず基本的に搾取階級の立場・観点・作風を捨て、労働者階級とその他の労働者の解放のために闘争することを決心した人」、②「必ず歴史（過去の政治的行為）がはっきりしており、政治問題のない人」、③「必ず党に対して忠誠で、党の事業のために終身奮闘したいと願う人」、④「必ず大衆闘争の中で階級教育を受け、実際に基本的階級覚悟を持ち、かつ業務、生産、学習において覚悟を示し、革命に積極的な人」である。この基本条件を具備した人に、共産主義と共産党（党綱・党章）の事業を理解させ、更に高い水準までその覚悟を引き上げて、党員の覚悟まで高めた後、入党させるのである。また、旧党員についても教育を施し、この条件に適合させなければならない。

（４）「全党員は社会的職業の他に、必ず党組織の分配する仕事を担当しなければならない」

多くの党員は党工作と大衆工作进行を専門的指導する「革命職業家」であるが、同時に、各種の社会的職業に従事している。ところが、社会的職業に従事する党員は、党工作と大衆工作に不熱心になる傾向がある。ゆえに、党員は党工作、大衆工作に参加しなければならないと規定する。例えば、党委員会や党組の指導工作、党内教育、人民への宣伝工作、各種の大衆団体の工作や社会奉仕工作等々に毎週或は毎月数時間、参加することとする。

（５）「党員の条件を低くすることに反対する」

党員の入党条件を低くしても、入党後に教育し、実際の闘争の中で鍛錬すれば立派な党員になるのではないか、また党員条件を高くすれば、入党に消極的になり、党組織が発展しないのではないかという意見があるが、入党条件を低くし、条件を満たさない人を党内に入れば、「病気（毛病）が発生し、党は受動的（被動的）になってしまう」という。

（６）「不適當な高すぎる党員の条件を提出できるか否か」

労働者出身の党員において重視すべきは、階級闘争の中で啓発された実際の階級覚悟である。党の綱領に精通させ、マルクス・レーニン主義の語句を暗誦させることではない。党内には、党員の個人生活上の非政治性や非原則性を強調して、不適當な要求を出す傾向があり、防止すべきである。社会的職業に従事し、かつ党活動に参加することは必要だが、その活動に多くの時間を使わせるのは不適切である。党員は工場でも、農村でも、学校でも会議や社会活動が多すぎる傾向にあり、家庭を犠牲にしている場合もある。党員の実際の困難な状況を考慮して、高すぎる条件を出してはいけない。

（７）「条件に達しない党員をいかにするか」

党員の入党条件を高めた後には、過去に十分な審査をしなかった党員には整党中に審査し、教育が十分でなかった党員には補習をして、彼らを高めなければならない。補習を受けず、あるいは補習後も条件に達しない党員については、悪質分子ならば党籍から除き、そうでなければ、具体的にどこが不十分かを指摘して退党してもらう。退党するつもりがない場合、党員を

継続させ、要求を出して一定期間待つて、再審査をする。もしまだ条件に達していなければ、もう一度退党を請うべきである。それは、党の厳密性を保持し、かつ彼らの感情を傷つけないためである。整党と党員処理の問題を行うには、原則を堅持するだけでなく、基層組織の中の立派な党員の賛成と支持、また党外の大衆の賛成と支持を得なければならない。

（８）「更に高い共産党員の条件のために闘争しよう」

50年前にレーニンがソ連共産党を確立するのに高標準の条件を提出して闘争したように、中国共産党はレーニンの建党の原則に基づいて絶えず闘争しなければならない。「共産党員になるのは容易ではない。彼は各種の条件を具備し、決心を固め、かつ十分な教育を経て入党できるのである。入党後は、また工作与闘争の中で絶えず学習し鍛錬して、自己を高め続けなければならない。然る後に、党の指導下でより良く人民に奉仕できるのである。」普通の労働者、農民、知識分子でも誰でも、条件に達すれば共産党員になれるのである。

以上のように、中国共産党第一次全国組織工作会議は、劉少奇報告で始まり、劉少奇の総括報告で締め括られた。会議は、2つの劉少奇報告を踏まえて討論を重ね、「党の基層組織を整頓することに関する決議」（關於整頓党的基層組織的決議）と「新党員の拡大に関する決議」（關於發展新党員的決議）という2つの決議を成立させた。劉少奇報告と重複部分が多いが、正式な決議文書であるので、次に詳細を見ることにしたい。

第3節 整党と党員条件に関する決議

1. 整党工作に関する決議

1951年4月9日、中国共産党第一次全国組織工作会議は「党の基層組織を整頓することに関する決議」（關於整頓党的基層組織的決議）を通過させた。以下、全訳である。

《中国共産党第1次全国組織工作会議は、劉少奇同志の報告の中の党の基層組織を整頓することに関する意見に完全に同意し、以下の決議を通過させた。

我々の党は、30年の偉大な革命闘争を経て、既に中国人民を指導し革命の勝利を取得し、偉大な中華人民共和国を樹立して、偉大な建設工作を開始した。我々の党は偉大で、栄光があり、正しいものである。我々の党は現在25万カ所の基層組織（支部）と580万人の党員を有する。このような広大な大衆的・全国的党は、その指導成分とリーダーから言えば、疑いなく純潔で、戦闘力のあるものである。これは中国歴史上、古今未曾有の労働者階級の先鋒隊である。しかし、過去、我々の党は、敵に分割された農村と、緊張した戦争環境の中に長期間あったので、党員に対して党綱領や党章に関する系統的な教育、即ち共産主義と共産党の教育をあまりしなかった。同時に、全国的勝利の後、古参党員の中の少数の人々には思想上の墮落的性質が生まれた。その一方で、党を發展させる工作において、管理を疎かにしたために、覚悟が低く、甚だしく思想の遅れた多くの人を受け入れて党員としてしまった。また悪質分子も党内にもぐり込んできた。これがある程度、党の組織上と思想上に不純な現

象を作り上げている。この現象は必ず克服しなければならない。そうしなければ、党が全国人民を順調に指導し団結させ、新しい偉大な歴史任務を完成させることは難しい。このために、党は必ず真摯に謹んで「我々の党組織に対して、計画的に、準備を整え、普く整理するのを指導する。」

(一) 党の基層組織を整頓する計画は、3年の間に完成するよう準備する。第一年目(1951年)は主に整党の各準備工作に力を集中して真摯に実行する。第二年目(1952年)と第三年目(1953年)に党の基層組織の整理工作を逐次完成する。

(二) 整党の準備工作

第一に、まず検証を経て、党に完全に忠実で、作風が正統派であり、また整党と建党について知識と工作能力のある幹部を選抜し、訓練し、彼らに整党についての中央の方針と精神、および整党の具体的方法と手順を完全に理解させ、然る後に党の基層組織に派遣して整党を実施させる。

第二に、党員に対してどのようにして共産党員になるかに関する教育を行い、全党員に共産党員になるための標準を理解させる。この教育の中で、党員に以下の点を繰り返し説明し理解させなければならない。

1. 中国共産党は中国労働者階級の党であり、労働者階級の先進的な組織的部隊である。中国革命は過去においては都市労働者階級と農村半労働者階級が指導したものであり、今後、更に労働者階級の指導を必要としている。中国労働者階級は将来大きく発展しなければならないものであり、発展して人口中に大きな比率を占める階級になるだろう。中国農民も機器を使用して耕作するようになれば、労働者とほとんど区別のない人になるだろう。最後に、知識分子と労働者の区別も徐々に消えるだろう。故に、労働者階級こそ最も偉大な前途のある階級である。それは絶えず世界を改造し、又自己を改造する。中国共産党は正にこの階級を代表する党であり、この階級の先鋒隊である。一切の党員は必ず中国共産党をこのように理解しなければならない。

2. 中国共産党の最終目的は、中国に共産主義制度を実現することである。それは現在、新民主主義制度を強固にするために闘争し、将来は工業の国有化、農業の集団化のために、即ち社会主義制度に転換するために闘争し、最後に共産主義制度を実現するために闘争しなければならない。一切の党員は党のこれらの目的を徹底して実現するために奮闘し続ける決心を持たなければならない。

3. 共産党員は誰でも必ず決心を固めて、終生、勇敢に革命闘争を堅持しなければならない。いかなる環境下でも、尻込みせず、党に叛乱を起こさず、敵に投降しない。もし途中で革命闘争を堅持できなくなれば、再び共産党員になることはできない。

4. 一切の共産党員の闘争と工作は、必ず党の統一的指導の下で行わなければならない。このために、一切の党員は必ず党の政策と決議を執行し、党の規律を厳格に遵守し積極的に党の指導する革命運動と建設工作に参加し、かつ人民大衆の模範とならなければならない。党内党外において党の利益に損害を与える一切の現象に対して、必ず堅く決意して闘争しなければならない。そうでなければ、共産党員になることはできない。

5. 一切の党員は必ず人民大衆の公共利益、即ち党の利益を、自分個人の利益より上に置き、党員の個人的利益は必ず人民の、即ち党の公共利益に従わなければならない。一切の私利私欲の人、人民の公共利益のために進んで自己の利益を犠牲にしない人はみな共産党員になることはできない。

6. 共産党員は誰でも常に「批判と自己批判の方法」を用いて、自分の工作の中の錯誤と欠点を検討し、直ちに是正しなければならない。もし重い錯誤を犯して改めることができず、功績を鼻にかけて傲慢になり、自ら尊大で、錯誤を改めない人であれば、誰でも共産党員になることはできない。

7. 党員は人民の勤務員であり、人民の「旦那」ではない。一切の党員は必ず全身全霊で人民大衆に奉仕し、虚心に人民大衆の要求と意見を聴き、直ちに党に伝え、かつ党の政策を人民大衆に解釈して宣伝し、党が人民大衆と密接な関係を保持し、大衆を指導して前進できるようにしなければならない。この目的のために、社会的職業を有する党員は誰でも社会的職業に従事する以外に、必ず党の一つの組織に配属されて一つの工作进行をしなければならない。そうでなければ、共産党員になることはできない。

8. 一切の党員はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想を努力して学習し、自分で理解し自分の覚悟を更に高めなければならない。努力して学習しない人は立派な共産党員になることはできない。

上述の8項目及び他の条件（例えば、「歴史」が明らかなこと、党に対する忠誠等々）は、全ての共産党員が必ず具有しなければならない条件である。

第三に、整党の中で間違いを犯すことのないよう、整党を始める時に、県・市以上の党委員会は幾つかの支部を選び、整党の典型的試験を行って、必要な経験を得、幹部を教育する。開始しても全区に手を出してはならず、整党工作に有力な指導を欠いてはならない。

（三）いかにして共産党員になるかについての教育を普及し、典型的試験を実施した後、すぐに経験に基づいて整党を実行すべきである。

第一に、党の基層組織に整党を実行する幹部を派遣するが、必ず党の基層組織の中の積極分子とかなり良質な分子に密接に依拠して、彼らの積極性を発揚し、批判と自己批判を展開し、工作について正しい計画を立て、良いものは発揚し、悪いものは批判し、支部の内部運動を通じて組織を整頓しなければならない。1948年の「巧くやろうとして、却ってまずい結果になる」（搬石頭）というような経験を繰り返してはならない。

第二に、党の基層組織を整理する時、まず全ての党員に対して真摯な審査を行わねばならない。党内に混入している悪質分子を発見すれば、取り除かねばならない。これら悪質分子とは次のような者である。

1. 搾取階級出身或いは搾取階級の影響を深く受けて、搾取階級に一貫して同情し、党と労働人民の観点や作風を敵視し、その事が明らかに実証された「階級異分子」(階級異己分子)

2. 反動的党団や遅れた「会道門」に参加したことがあり、組織上、思想上まだこれらと関係を断っていない分子

3. スパイの疑いが濃厚な分子

4. 個人の野心と私的目的を実現するために入党して、党を利用している事実が証明された「投機分子」

5. 過去の革命闘争の中で党と革命に叛乱した分子、あるいはかつて敵に投降自首したことがあるが、長期的な審査を経ず、功績もないのに党内に紛れ込んだ分子

6. 重要な事情について党に隠したり、党を欺いたりする不忠実な分子

7. 党の政策や人民政府の法令にしばしば違反し、或いは悪辣な態度で人民大衆に接し、人民大衆に重い悪影響を創り出して、改めることができない分子、あるいは人民大衆の中で過去の悪行が明らかな分子

8. 非常に私利私欲が強く、墮落変質して、改めることができない分子

これらの悪質分子は党の一般の組織の中では少数か極少数である。多くの基層組織の中には基本的にこれらの分子はいない。しかし、多くの党組織の中には確実にこのような悪質分子が存在する。彼らは党内に紛れ込んだ黴菌であり、必ず決意を持ってこれを取り除かなければならない。

第三に、各種の「病氣」をもつ党员と党员条件に達していない消極的分子に対しては、支部の中の積極分子に依拠して、溢れる熱情で人を善に導く態度と病を治療して人を救う精神を持って、十分な時間をかけて、彼らが覚悟を高め、錯誤と欠点を改めるのを援助しなければならない。

第四に、党の教育を拒絶し、あるいは教育改造の効果がないことが確かである消極的分子に対しては、適切な方法で、彼らを党組織から退出させるか、彼らの党籍を抹消しなければならない。しかし、彼らが党組織を離れた後、忍耐強く彼らを教育し、彼らと団結し、彼らと革命の友情を保持すべきである。また彼らの自由意思の原則の下、彼らを党の「同情者小組」に参加させるべきである。これらの「同情者小組」は、党の基層組織の指導の下にある附属の小組である。それは党の親密な頼りになる助手である。

第五に、党员の党籍問題を処理する時は、必ず支部大会の議論を経て通過し、地区党委員会以上の党委員会の承認を請わなければならない。多数の党员の党籍を一度に処理するには、県党委員会か市党委員会以上の党委員会の承認を請わなければならない。党支部は上級の党委員会に報告する時、除籍者本人の意見を明示しなければならない。除籍者はもし異なる意見があれば、上級の党委員会に上訴する権利を有する。

(四) 異なる地区や異なる支部に対して、整党を実行する時、異なる要求を出し、異なる手順を取るべきである。老解放区の農村支部の整理は、一般に3年の時間を用いて全部完成すべきである。都市の工場や企業や学校や街道や機関支部では一般に1年の内にこれを完成すべきである。各級党委員会の整党計画は、上級の党委員会に報告しなければならず、その承認を受けずに、自由に行ってはならない。

(五) 党の純潔性と戦闘力を保持し高めるには、既存の基層組織を整理する必要がある。とりわけ党の支部の組織生活および常日頃の教育工作を健全にしなければならない。このために、各級の党委員会が党员と支部を管理する機構をすぐに確立し健全に運営しなければならない。》

(中国共産党第一次全国組織工作會議「關於整頓党的基層組織的決議」)

新中国成立後に入党した新党員が急増した。その中に様々な悪質分子が紛れ込み、また党員幹部の官僚主義的態度、傲慢な態度が大衆の不満を引き起こしていた。文中では、思想上の墮落現象と表現されているが、言わば権力の腐敗が始まっていたのである。それらの問題を解決するために、急いで整党工作をする必要があった。こうして、1951年から1953年まで3年間、党の基層組織で肅正が行われた。ここには、共産党員になるための8項目を示し、「いかにして共産党員になるかの教育」を普及させる方針が明示されている。

2. 新党員の拡大に関する決議

同日1951年4月9日、中国共産党第一次全国組織工作會議は「新党員の拡大に関する決議」（關於發展新黨員的決議）を通過させた。以下、全訳である。

《中国共産党第一次全国組織工作會議は、劉少奇同志の新党員の拡大に関する提議に完全に同意し、以下の決議を通過させる。

目下、党組織と新党員の分布は不均衡なものである。老解放区の党組織は既に大きく発展しているが、新解放区の党組織はまだ小さい。農村党員の数が多いが、産業労働者党員数は少ない。このために、一方では、老解放区と幾許かの新解放区の党の基層組織は、必ず暫く拡大を停止し、整頓する。他方、土地改革が既に完成した新解放区と都市の工場、企業や学校の中でも、又既に闘争中にも、多くの積極分子を出現させ鍛錬してきたが、その中の多くの人々が入党を要望し、党も彼らの中から党員を受け入れる必要がある。同時に、また各種の悪質分子が党内にもぐり込むことを厳格に防がなければならない。

この情況下、老解放区において目下、整党を重点的に実施する以外に、既に土地改革の完成した新解放区の農村や工場、鉱山、企業、機関や専科以上の学校の中で、党組織は必ず指導に従い、計画性を持って慎重な方針を取り、党員を發展させなければならない。目下、まず産業労働者において、新党員を吸収し、党組織を確立することに重点を置かなければならない。これは都市の中での党の重要任務の一つである。

過去に党の工作を發展させる上で厳格な管理に欠けていたことに鑑みて、党員条件の不十分な大勢の人、甚だしくは悪質分子も受け入れて党員にする結果になった。このため、今後、市・県以上の各級党委員会は党を拡大する工作については、必ず有効な方法を採用し、党章の規定に照らして、厳格に管理しなければならない。

（一）党の組織部門は、党員を管理する機構を確立し、信頼できて任に耐える「組織工作人員」を選抜・訓練して、党の拡大工作を管理する責任を負わねばならない。各級党委員会は定期的に新党員を増やす工作計画を制定し、上級の党委員会の承認を経て実行しなければならない。今後、党の基層組織は、市・県以上の党委員会或はその委託した組織の承認を経ずに、新党員を受け入れてはならない。以後、新党員の受け入れについては、市・県以上の党委員会が責任者を派遣して彼らと談話しなければならない。これによって彼らが党員の条件に達しているか否かを調査し、かつ彼らに向かって当面共産党員となるための標準をはっ

きり説明する。然る後に、地区党委員会によって個別にその入党を認めるか否かを決定する。

(二) 人民大衆の中で、入党を要望し、党の教育を受ける意志のある積極分子には真つ先に、いかにして共産黨員になるかという系統的教育、即ち共産党と共産主義に関する教育を実施して、彼らに共産党とは労働者階級の政党であり、労働者階級の先進的な組織を有する部隊であることを正しく理解させなければならない。それは新民主主義の勝利を強固にするために奮闘するだけでなく、中国を社会主義に変え、最後に共産主義制度を確立するために奮闘しなければならない。黨員は誰でも必ず終生、革命闘争の決意を堅持し、積極的に党のために工作し、厳格に党の規律を遵守し、党の政策を執行し、国家の法令を遵守し、党あるいは人民の利益を個人の利益より上に置き、全身全霊で人民に奉仕し、身を顧みず党と人民の事業のために闘争して、党の指導する一切の闘争と事業の中で模範とならなければならない。黨員は誰でも必ず努力してマルクス・レーニン主義、毛沢東思想を学習し、常に批判と自己批判の方法を運用して、自己の覚悟を高め、自己の工作能力を高め、自己の工作を改善しなければならない。このような教育を経て、かつ慎重な選択と系統的な調査を経て後、その中から闘争・工作・生産・学習において積極的で、階級成分が良く、覚悟が高く、政治的側面が明らかであり、黨員条件に確実に合う人を入党させる。

(三) 必ず反動分子や投機分子が党内にもぐり込むことを嚴重に防がねばならない。この目的のために、以下の種類の人は、党中央の承認がなければ、各級の党組織が一律に受け入れて黨員にしてはならない。①反動的党団の積極分子や支部委員（区分部委員）以上の責任者、②反動的特務機関の特務分子、③思想の遅れた「同業者団体、民間結社、民間信仰団体」（帮会道門）に加入し、元の組織と未だに關係を断絶していない分子、④土地改革中に土地その他の財産を没収された地主や半地主や旧富農、⑤国民党政府の各級の責任ある官吏や蜂起しなかった国民党軍の中の大隊以上の責任ある軍官、⑥公民権を剥奪され、管理されている分子。

(四) 党の指導する人民大衆団体はどれも党が人民大衆と連携するための紐帯であり、また党が人民大衆に向かって政治教育と思想教育を実行する場所である。およそこれらの団体組織のある地方では、これらの団体に加入できず、あるいはその気が無い人は、一般には受け入れて黨員にしてはならない。

(五) およそ入党を要望する者は、必ず自ら党組織に申請し、自分の「歴史」と政治経歴を正直に党に報告し、いかなる隠蔽も誇張もしてはならない。入党の紹介人は、必ず被紹介者に対して考察する責任を負い、忠実に党に報告しなければならない。いかなる無責任な態度も取ってはならない。

(六) 党委員会が党の拡大に関する工作を有効に管理し、かつ計画的に実行するのに十分に傾注できるために、新黨員を受け入れる時期は、農村では毎年1回か2回、都市の工場や機関や学校では毎年3回か4回持つべきである。その具体的な期間は市・県以上の党委員会によって規定する。

(七) 新黨員の入党後、党は必ず彼らに対する教育を強化し、彼らに厳格な組織生活を送らせ、彼らの入党から直に優良な作風を確立させなければならない。

党の拡大工作を厳格に管理することは、党の純潔性と戦闘力を高め保持する重要な保証の一つである。各級の党委員会はいかに注意を向け、自堕落のままにして置いてはいけない。》
(中国共産党第一次全国組織工作會議「關於發展新黨員的決議」)

中国共産党第一次全国組織工作會議は党組織が中国全土に拡大していく契機となった。その党の組織工作は党副主席・劉少奇に負託されていたように思われる。現在、＜党中央委員会 — 党地方委員会（省・地区・県級） — 党基層委員会（郷級） — 党総支部 — 党支部 — 党小組＞という命令指示系統を有する巨大組織を確立しているが、その青写真は既にここに描かれていた。党の全国組織の確立は、党の路線・方針・政策を全土に行き渡らせるための必要条件であった。

特に、都市の産業労働者の黨員を増加させるに際して、入党条件を満たしているか否かを厳格に審査すること、および系統的教育を徹底して施すことが決議された。

中国共産党が一党独裁政権を堅牢にするには、党の系統的な全国組織と、中央・地方政府に優秀な黨員官僚が必要であり、かつ次世代の黨員を補充し続ける必要がある。こうして全土に行き渡った強力な政治支配力を背景として、学校教育にも強力な指導力を発揮したのである。

3. 「革命指導階級」についての修正意見

1951年6月30日、ある野戦軍政治部は「革命指導階級の問題の解釈に関する請示」（關於革命領導階級問題解釋的請示）を総政治部宛に提出した。中国共産党第一次全国組織工作會議において中国共産黨員の8つの標準が提示されたが、その第一条の解釈を巡る問題を指摘して指示を請うたのである。「中国革命を指導する階級は誰か」という問題であった。

《野戦軍政治部より総政治部に転送：

中国共産党第一次全国組織工作會議は、党の基層組織を整頓する決議の中の共産黨員の8つの基準の第一条に、「中国革命は過去において都市労働者階級（城市工人階級）と農村半労働者階級（鄉村半工人階級）が指導したものであり、今後もさらに労働者階級の指導を必要とする」という一句がある。この問題について我々は学習し、また初歩的研究を行って、これは新しい問題であることを認識した。現在、党の内外において教育を進め、かつ7月5日開催の全軍政治工作會議において、整党や建党工作进行を議論しなければならないので、統一した解釈をご指示願いたい。我々の初歩的研究によれば、半労働者階級の指導者は農村のプロレタリア階級を指す。中国は半植民地かつ半封建社会的性質を有していたこと、中国革命は現段階では新式のブルジョア階級民主主義的性質を有すること、中国革命の動力は労働者階級、農民階級、小ブルジョア階級であること、この三つの側面が、中国革命が反帝・反封建の新民主主義革命であることを説明する。「土地闘争と武装闘争で国民党を打倒することが、中国革命において新民主主義革命が勝利する段階以前の総任務であって、農民はこの任務においては主力であり、農村のプロレタリア階級もまた農民の中で指導的役割を演じた。」このような理解は間違っているのでしょうか。「今後もさらに労働者階級の指導を必要とする」と

は、目下あるいは今後の一時期、「半労働者階級の指導」もまだあることを指しているのでしょうか。即ち、社会主義にまだ到達しない前の過渡期においては、半労働者階級もまたその指導的役割を演じるのでしょうか。以上、速やかに解釈を与えて頂きたい。 軍政治部》

（軍政治部「關於革命領導階級問題解釋的請示」）

これに回答する形で、7月20日、中共中央は「中国革命の指導階級問題の解釈について」（關於中国革命領導階級問題の解釋）を野戦軍政治部はもとより、各中央局・分局、各軍区党員会宛に発布した。以下、全訳である。

《全国組織工作會議において党の基層組織を整頓する決議の中で「中国革命は過去において都市労働者階級（城市工人階級）と農村半労働者階級（鄉村半工人階級）が指導したものであり、今後さらに労働者階級の指導を必要とする」と述べている。この句は少し修正されなければならない。即ち、「中国革命は過去において都市と農村における労働者階級（工人階級）と半労働者階級（半工人階級）が指導したものであり、今後さらに労働者階級の指導を必要とする」と改める。我々は通常、農村労働者（鄉村工人）と雇農を農村のプロレタリア階級（即ち労働者階級）と呼び、また貧農を半プロレタリア階級（即ち半労働者階級）と呼んでいる。過去と現在の中国革命の中で、特に農村の土地改革その他の革命闘争の中で、農村労働者（鄉村工人）と雇農と貧農の指導的役割は明らかに重要なものであった。ゆえに、ここで都市労働者階級の革命における指導的役割に言及する時、農村の労働者階級と半労働者階級（即ち、農村労働者・雇農と貧農）の指導的役割にも言及しなければならない。都市と農村における労働者階級と半労働者階級は、共産党を通じて革命闘争において指導を実現した。これこそが全労働者階級の指導ということである。同時に、農村の中では、広大な半労働者階級—貧農がいるだけでなく、多くの農村労働者階級—雇農と農村労働者がおり、過去と現在の革命闘争の指導的成分（領導成分）となっている。ゆえに、ここで「都市と農村の労働者階級と半労働者階級の指導したもの」と改めるのが比較的妥当である。もし改めなければ、誤解を招くだろう。すなわち、過去の革命の中では農村半労働者階級の指導だけがあり、農村労働者階級の指導はなかったとか、あるいは農村労働者と雇農も誤って半労働者階級と見なし、農村労働者階級—全労働者階級の一部と見なさないことになる。ある軍政治部が理解したように。この他に、中国では、農村に広大な半労働者階級の大衆だけではなく、都市にも広大な半労働者階級の大衆がいた。即ち、彼らの一部は労働力を売ることによって生活を維持していた都市貧民や苦力である。これらの人々は過去と現在の革命闘争において指導的成分の一つである。このために、このように修正した結果、この句は農村の労働者階級と半労働者階級を包括しただけでなく、都市の労働者階級と半労働者階級も包括したのである。ゆえに、このような修正は適切なものであろう。

「中国革命は今後さらに労働者階級の指導を必要とする」と言うとき、半労働者階級もその中に含まれるか否か。答えは「その中に含まれる」である。なぜなら現在の民主改革闘争においても、将来の社会主義改造においても、農村と都市を問わず半労働者階級はみな決意

して賛成し擁護するものだからである。彼らも今後の革命闘争の中の指導的成分と成らなければならない。しかし、我々はここで目下既に発生し将来も継続して発生すべき状況の変動に注意すべきである。即ち、過去と今日の貧農と雇農は、今日と今後、既にあるいは将来、その多数が中農に変わり、その少数は富農に変わるのである。都市の半労働者も将来完全な労働者になり、あるいはプチ・ブルジョア（小有産者）に変わる。彼らの経済的地位は変化し、彼らの政治的作用、即ち革命闘争の中での作用もこれに伴って変化するだろう。それで将来の半労働者階級は農村にまだ存在するが、一般的に言えば、これは既に過去の旧半労働者階級ではなく、新しい半労働者階級であり、その人数も過去に比べてかなり少なくなり、都市では農村に比べて更に少なくなっている。しかし、都市の労働者階級は極めて大きく発展している。それで、将来の半労働者階級の革命の中での作用は、一般的に言えば、過去の半労働者階級と同じであると言える。しかし、これは既に過去と今日の半労働者階級ではない。その総ての作用は過去に比べてかなり小さくなっている。

この他に、あなた方の電報の中に、まだ他の欠点もあった。例えば、あなた方は中国革命の新民主主義段階の中の「総任務」に言及する時に反帝国主義の任務を指摘せず、革命の動力に言及する時に中国民族ブルジョア階級の作用を指摘していない。これらについてはここには述べていない。」
(中共中央「關於中国革命領導階級問題的解釈」)

以上、整風運動とそれに続く整党工作、新党員の入党条件、党員の8つの標準の背後にあった議論について、少し詳しく見てきた。中国共産党員の階級成分の条件やその資質の基本条件等々が議論され煮詰められたことが窺える。これは以後の党員教育と党の組織建設にとって重要な議論であったと言えよう。党の社会主義事業の後継者となる青少年、彼らに対する思想政治教育の指針ともなったのである。

第4章 党員教育制度の確立

第1節 一般党員の理論教育制度

中国共産党における一般党員の理論教育制度の整備状況について考察することにしたい。1951年2月25日、中共中央は「各級の宣伝機構を健全化し、党の宣伝教育工作を強化することに関する指示」（關於健全各級宣傳機構和加強党的宣傳教育工作的指示）を發布し、中央宣伝部の業務に「党内の理論教育」の業務が与えられた。1951年3月20日、中央中共は「理論教育の強化に関する決定（草案）」（關於加強理論教育的決定<草案>）を、各中央局・分局と省級党委員会（直轄市・自治区の党委員会を含む）宛に發布した。これによれば、当時、中央宣伝部と各級党委員会宣伝部は、抗美援朝運動を中心に、土地改革、反革命の鎮圧、整党などの諸運動を進行させながら、1951年から全国の大衆宣伝網の構築に着手していた。通常業務と合わせて、極めて多忙だったので、「党内の理論教育」まで手が回る状況ではなかった。そこで、中

共中央は自ら理論教育計画を制定したという。この理論教育計画は、党員の教育段階を三等級に区分している。

《第一級は、政治常識、即ち中華人民共和国に関する常識と中国共産党に関する常識を学習する。この種の常識の教材は、労働人民の実際の生活から出発することを重視し、党や人民政府の基本政策及び共産主義の基本理論を簡単明瞭に解釈し、学習者が基本的な政治的観点と政治的立場を修得するのを助けなければならない。学習期間は1年とし、必要に応じて伸縮してもよい。全ての新党員と小学校の文化程度しかない党員で未だこの種の学習を行ったことがない場合は、例外なく皆、この種の学習を行わなければならない。政治常識の学習は支部の学習小組で行ってもよいし、新党員の訓練班において行ってもよい。また機関の業余学校や都市の夜間学校で行ってもよい。小学校の文化程度しかない党員はできるだけ文化補習学校に入って文化を学習し、かつ政治常識の学習を文化学習の一部分としなければならない。

第二級は、理論常識、即ち社会発展史に関する常識（史的唯物論と政治経済学を含む）、中国共産党の歴史と毛沢東の平生の事跡、またマルクス、エンゲルス、スターリンの生涯に関する常識を学習する。この種の常識の教材は、歴史的叙述を利用してマルクス主義・毛沢東思想の主要内容を講義することを重視し、学習者が科学的・歴史的観点から現実を認識し、かつマルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの理論的著作や毛沢東の理論的著作を学習するための準備に役立つものでなければならない。学習期間は3年とし、必要に応じて伸縮してもよい。政治常識を学んだことがあり、また中学・高校の文化程度を有する党員は皆、この種の学習を行わなければならない。理論常識の学習は支部の学習小組で行ってもよいし、党校や都市の夜間党校で行ってもよいし、自習の方法で行ってもよい。理論常識を学び終わった後にマルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンと毛沢東の原著を学習する準備として、文化程度が高卒に及ばない党員は適当な方法（工農速成中学に参加するなど）で、文化を補習しなければならない、特に歴史、地理と自然科学の常識を補習しなければならない。

第三級は、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの理論的著作や毛沢東の理論的著作を学習する。理論常識を学んだことがあり、大学の文化程度を有する党員はこれら原著及びこの種の研究には必ず読まなければならないその他の著作を終身努力して研究しなければならない、絶えず努力してこの種の学習からマルクス・レーニン主義－毛沢東思想の実質的精神を会得し、中国人民の事業の中の各種の実際問題を正確に解決することに役立てなければならない。マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンや毛沢東の原著を学習するには、指導を受けながら自習するのを主要な方法とし、高級党校の講義を受けるのを重要な補助的方法としなければならない。

党員の学習を指導する以外に、党の各級組織は必ず青年団員の学習を指導することに注意を向けなければならない。かつ青年団員の学習内容と党員の学習内容は、十分に相互に繋がるようにしなければならない。学習条件が同じである党員と青年団員は同じような学習を行うことができる。学習条件が同じである党外人員は自らの意思で党の指導する学習に参加す

ることができる。工場、機関や学校の中で、もし大量の党外積極分子がこの種の理論学習に自由意思で参加したい場合、彼らが系統的に学習できるよう尽力しなければならない。》

(中共中央「關於加強理論教育的決定的通知」)

すなわち、党員の理論教育段階は、第一級「政治常識」、第二級「理論常識」、第三級「マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの理論的著作や毛沢東の理論的著作の学習」の三等級に分けられた。また学年制度と等級別の試験制度が計画された。即ち、毎年の学習期限は3月初めから10月末までの8カ月とする。残り4カ月は、①試験とクラス編成、②理論教員の短期訓練、③教材の修訂、④新学年の準備、⑤「整党」に当てる。毎週の学習時間は8時間より少なくてはいけない。その時間の10%を超えない範囲で、時事政策の学習時間を設定する。

他方、試験制度は、第一級「政治常識」は、党の(県委員会を経て)地区委員会および大都市の党の(区委員会を経て)市委員会が試験を行い、第二級「理論常識」は党の省委委員会と大都市の市委員会が試験を行う。第三級「マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの理論的著作や毛沢東の理論的著作の学習」は、党中央局が試験を行う。加えて、党員は試験の代わりに理論に関する講演や論文発表でもよい。いずれの課程も合格者には卒業証書を授与し、不合格者はもう一度再学習しなければならないと規定している。

支部の学習小組の学習を指導する理論教員の不足問題について、県以上の党指導機関は優秀な党員を指名し、専任・兼任の理論教員の名簿を作成の上、上級機関に提出して承認を得なければならない。また教員の水準を上げる訓練を開始しなければならない。必要ならば自修を援助する「学習顧問」(又は「高級理論教員」)を置かなければならない。「学習顧問」は必要とする党組織より一段上級の党委員会が任命する。但し、理論教員や「学習顧問」に対してマルクス・レーニン主義－毛沢東思想の書籍に通曉すべきだというような過度の要求をせず、ただ理論教材を理解し、学習者の疑問に答えられるように鼓舞するだけで良いという。また「党校」は理論教員養成の任務を負い、省の党委員会は3カ月の訓練班や通年の輪訓班を組織して、理論教員の育成に努めなければならないとしている。

更に、注目すべきは、あらゆる党組織は青年団員の理論学習を指導するとともに、工場や政府機関や学校において「党員以外で学習に積極的な意欲を持つ者」を大量に理論学習に参加させるよう指示している点である。党内外の青年男女に対する系統的理論学習が展開され始めたのである。

ところで、理論教育の場に関して、第一級「政治常識」は、「支部の学習小組で行ってもよいし、新党員の訓練班で行ってもよい。また機関业余学校や都市の夜間学校で行ってもよい。小学校の文化程度しかない党員はできるだけ文化補習学校」で行う。第二級「理論常識」は「支部の学習小組」や党校や都市の夜間党校で行う。そして、第三級「マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの理論的著作や毛沢東の理論的著作の学習」は、原著講読であるが、「高級党校での講義を受けるのを重要な補助的方法」とするよう指示している。

思うに、党員教育の三等級の課程は、学校の「政治課」課程と類似している。学校教育の中心課題が将来の党員確保であるという意味では、学校の「政治課」課程に類似していても不思議

議ではない。あるいは党員教育は、「政治課」課程の原型であったかもしれない。

第2節 党員幹部の理論教育制度

1. 「一般の党員幹部」の理論教育

このような一般党員の理論教育と並行して、「党員幹部」の理論教育も行われた。「党員幹部」には「高級な党員幹部」と「一般の党員幹部」に分かれる。「一般の党員幹部」の理論教育は、全国各地において諸種の社会変革運動を順調に進める上で重要な思想基盤の整備事業であったと言える。「一般の党員幹部」は、理論水準が低く、社会変革運動の過程で大きな混乱を引き起こすことが憂慮されていたのである。

1953年4月23日、中共中央は「1953~1954年の幹部理論教育に関する指示」(関于1953~1954年の幹部理論教育的指示)、および10月27日、「補充通知」(関于1953~1954年の幹部理論教育的補充通知)を發布した。以下、「53年幹部理論教育指示」および「53年補充通知」と略すが、両文書は党機関、政府機関、経済機関、大衆団体の指導機関に勤務する党員幹部の理論教育の方針について指示している。

さて、「53年幹部理論教育指示」は、1953年7月から1954年12月までの1年半の学習計画を指示し、学習目的について、「この学習計画は、全党の主要な幹部が、ソ連が国家工業化、農業合作化を実現し、社会主義建設を完成させた基本規律を系統的に理解して、我国の経済建設の過程の中で我国の具体的条件に基づき、ソ連の経験を正確に利用するため」という。

また「53年補充通知」では、中卒以上の党員幹部に参加を義務付けた。但し、「マルクス・レーニン主義夜校」や「人民大学の通信教育」など他の理論学習課程に参加している場合は、帰属する党委員会の許可を得れば、本課程の参加を免除された。また党外幹部については自由意思を重んじ、強制してはならないという。

テキストには、『全連邦共産党(ボルシェビキ)史』(1938年刊)が選ばれた。この書はスターリン自身が監修したもので、「スターリン党史」とも呼ばれ、ソ連はもとより世界各国のマルクス主義者の間で政治教育の基本テキストとしてバイブル視されていた。彼の死後に「スターリン批判」が起こるや、ほとんど使用されなくなってしまう。ソ連一辺倒政策を取っていた中国はこれを党員幹部教育に使用し、「スターリン批判」後も暫くはそのまま使用し続けた。⁽¹⁶⁾

学習クラスは、「高級」「中級」「初級」の三等級に分けられた。級の編成は、党員幹部の文化教養レベルを試験その他の方法で測って決め、最終的には学年制の創設を目指していた。従来のような党内序列による級分けを避けたのである。なぜなら、過去に幹部の政治待遇や等級の高低でクラス編成したことがあったが、学習効果が充分に得られなかったからである。また県級機関幹部の参加が少ないため、一律に「初級組」に入れているが、これについては正式に省級党委員会の同意を得て行うべきであるという。更に、学習内容・方法について10項目規定している。要点を列挙しよう。

(1)「高級組」は『全連邦共産党(ボルシェビキ)史』(1938年刊)の第9章から第12章ま

で全 26 節を学習し、またレーニンやスターリンの社会主義建設を論じた著書を学習する。

(2)「中級組」は『全連邦共産党（ボルシェビキ）史』第 9 章から第 12 章までうち、表 4 の中の○を付けたもののみを学習する。

(3) 理論学習の時間（閲読、授業、グループ討論）は、毎週 4～6 時間とするが、業務に支障のないよう原則として业余时间を利用する。「高級組」の学習方法は自学自習を主とし、「中級組」は授業を主とする。討論会は 2 週間に 1 回程度とし、参加人数も多すぎないように配慮する。

現状では、ソ連共産党第 19 回代表大会の文献学習に対して、各地の機関の「高級組」は毎週 2 回（1 回 2・3 時間）を割り、その間には他の業務を行っていない。この方法は問題があるが、「業余政治学校」や理論教員の乏しい条件下では有効なので、暫時継続しなければならない。工場・鉱工業の企業における党幹部の理論学習の時間はその企業の党委員会が状況に応じて決定すべきである。

(4) 党員幹部に中国の当面の経済的文献を参考として閲読させる。即ち、①『二中全会決議』、②中央委員会第三回総会（三中全会）における毛沢東報告「国家財政経済状況の基本的好転を勝ち取るために奮闘しよう」（為争取国家財政経済状況的基本好転而闘争）、③周恩来の「1953 年夏季全国財經工作会议上の結論」（1953 年夏季全国財經工作会议上所作的結論）の三文献は必読とする。

(5) 全ての党員幹部は、理論学習のほかに、毎週 2 時間、「党日」（党支部が指図する业余时间）に党の政策を学習する。学習内容・時間の過少過多を防ぐために、今後は一律に省級党委員会が、各地の具体的状況を基つき、毎月学習計画を制定する。

(6)「初級組」の学習計画は省級党委員会が自ら規定し、中央局がこれを承認する。「初級組」は中卒未満の文化程度なので、文化学習を主とし、政策文献や理論常識を適度に組み入れる。特に、「初級組」の労農幹部の文化学習の指導を強化するために、「中央宣伝部は迅速に中央人民政府政務院文化教育委員会と協力して、機関工作人員や農村工作幹部の文化学習の指導・学制・教材・経費等々の問題を研究して、適切な決定をしなければならない」という。

(7) 幹部の理論教育と政策学習を指導する理論教員の問題について、「初級組」の専任・兼任の理論教員の短期訓練班計画は、中央一級機関においては中央宣伝部や中央直属機関の党委員会と中央政府党委員会が共同で制定し、中央局や各省においては各中央局が制定する。専任の理論教員は各級党委員会の宣伝部が管理し、「業余政治学校」や「学習室」に派遣する。

(8) 省級以上の党委員会は「業余政治学校」（あるいは業余党校）を計画的に開設すべきである。瀋陽や唐山などで、幹部の「業余政治学校」を開設したところ、「中級組」「初級組」の理論教育が計画的に実施され、学習効果が上がった。また、多くの省級党委員会宣伝部が学習指導の補助機関として「学習室」を開設したところ、かなり好評だったので、これを全ての省級以上の党委員会でも行うべきであるとし、「業余政治学校」の専任教員、業余党校の専任幹部や「学習室」幹部は、党委員会の編制（正規定員）に入れる。

(9) 定期試験を実施する。方法は筆記テスト、口答試験、論文試験など。『全連邦共産党（ボルシェビキ）史』の各章の修了時に試験を行い、「高級組」は全章終了までに雑誌に発表できる論文を少なくとも一本書かなければならない。

(10) 党員幹部ではない、人民解放軍幹部や技術工作員、教員、医師、芸術工作幹部、少数民族地区の幹部については「53 年補充通知」に規定されている。すなわち、技術工作員と芸術工作幹部の理論教育は党員幹部と同様に、『全連邦共産党（ボルシェビキ）史』をテキストとする。だが、このテキストを理解できない者には、「初級組」で中国革命簡史や政治常識や時事政策を学習させる。

大学教員の理論学習は、1953 年 7 月 1 日、中共中央「全国大学教師の政治理論学習に関する指示」の規定通りに行う。すなわち、「中国革命史」、「マルクス・レーニン主義基礎」、「政治経済学」、「弁証法的唯物論と史的唯物論」の 4 課程（1 課程 1 年で修了）を自らの意思で学習する。3 年以内に毎年課程を増設し、週 2・3 時間を学習に充てる。他方、中等学校教員は中国革命史と経済建設常識を学習し、小学校教員は適当な教材がないため、条件の揃う都市では政治常識や中国革命簡史や時事政策報告などの講座を開き、自由意思で参加させる。

更に、少数民族地区幹部の理論学習については、党分局や省級党委員会が規定し、上級の党委員会の許可を得て実施する。医師については業務繁多のため、暫時理論学習をせず、新聞閲読を中心に、政治報告や座談を行って補うこととする、という。

表 4. 中国共産党幹部の理論学習の内容

章	節	高級組	中級組
第 9 章	1.	レーニン：プロレタリア階級専制時代の経済と政治	
	2.	レーニン：統一的経済計画を論ず	
	3.	レーニン：食糧税を論ず	
	4.	レーニン：合作制を論ず	
	5.	スターリン：ソ連共産党（ボルシェビキ）第 14 回代表大会上の中央政治工作に関する総括報告の内部状況部分と結論部分	○
第 10 章	6.	スターリン：ソ連経済形勢と党の政策	
	7.	スターリン：ソ連共産党（ボルシェビキ）第 15 回代表大会上の中央政治工作に関する総括報告第二部分	○
	8.	クイビシエフ：ソ連共産党（ボルシェビキ）第 15 回代表大会上の第 1 次 5 カ年計画に関する発言	
	9.	ソ連共産党（ボルシェビキ）第 15 回代表大会の国民経済 5 カ年計画策定に関する指示	
	10.	スターリン：食糧戦線について	
	11.	スターリン：レーニンと中農連合問題	
	12.	スターリン：ソ連共産党（ボルシェビキ）党内の右傾を論ず	
	13.	スターリン：大転変の一年	
第 11 章	14.	スターリン：ソ連の土地政策の幾つかの問題を論ず	
	15.	スターリン：勝利で有頂天になる	

	16.	スターリン：ソ連共産党（ボルシェビキ）第 16 回代表大会上の中央工作に関する総括報告の第二部分と第三部分	○
	17.	スターリン：経済工作人員の任務を論ず	○
	18.	スターリン：新しい環境と新しい経済建設の任務	○
	19.	スターリン：第 1 次 5 カ年計画（1928－1932 年）の総括	○
	20.	スターリン：第 17 回党代表大会上のソ連共産党中央工作に関する総括報告の第二部分と第三部分	○
	21.	モロトフ（首相・外相）：第 2 次 5 カ年計画の任務	
第 12 章	22.	スターリン：クレムリン宮殿で行われた赤軍学院学生の卒業式典での演説	
	23.	スターリン：第 1 回全ソ連スダハノフ工作者会議での演説	
	24.	スターリン：第 18 回党代表大会上のソ連共産党中央工作に関する総括報告の第二部分と第三部分	○
	25.	モロトフ（首相・外相）：ソ連国民経済の第 3 次 5 カ年計画の発展について	
	26.	マレンコフ：工業と運輸における党組織の任務について	

出典）中共中央「53 年幹部理論教育指示」より作成

2. 工業建設のための「幹部」の配置転換と大量養成

国家官僚機構における人員配置政策が大胆になされた。当時、農業国から工業国への転換を国家目標としていたので、工業セクターに大量の指導幹部が必要とされた。1951 年 10 月、約 3000 人の県級以上の国家機関等々から優秀な幹部を選抜して、国有工業部門に配置するため、彼らに 1・2 年間、工業管理を学習させた。また 1952 年 9 月から 12 月までに中央政府は各地の幹部 5500 人を北京の中央官庁に配置転換した。そのうち 4400 人は財政経済部門に配属された。⁽¹⁷⁾

1953 年 11 月 24 日、中共中央は「幹部の統一的人事、現有の技術人員の改造と団結、および幹部の大量養成・訓練に関する決定」（關於統一調配幹部、団結、改造現有技術人員及大量培養、訓練幹部的決定）を発令した。新中国は成立したものの、長期に亘る戦乱の中で工業は見る影もなく破壊された状態であった。戦時中、奥地に流氓していた労働者、知識分子、青年などが、戦後、都市に大量に戻ってきたが、働く場がなく、失業状態に陥っていた。地域差はあっても、これが大方の状況だったと言えよう。

中央政府は 1953 年度から第 1 次 5 カ年計画に着手したが、工業建設を指導する有能な「幹部」と技術者が極端に不足していた。その不足を補う方針を打ち出したのである。

すなわち、①地級党委員会以上の党政機関と各工場・鉱山の主要な幹部その他を選抜して、鉱工業企業に人事異動させるので、党組織部門が人事を統一的に管理すること、経験豊かな技術者や革命青年を幹部に抜擢して生産現場に大量に派遣すること等々を規定した。

②原有の技術者を政治教育によって思想改造して工業建設に活用し、また労働者や青年知識

分子をソ連専門家の下で学習させて大量に技術幹部を育成すること、③5年以内に新しい技術労働者 110 万人や技術者 30 万人を育成するために、工業・運輸・地質・建築などの既存の大学、工科のある大学や中等技術学校に革命青年・先進的労働者や在職幹部を入学させること、④全国の全生産部門や鉱工業企業が技術講座・技術研究会を組織し、あるいは技工学校や技工夜校、短期技術訓練班を開設する等の方法で、技術人員の水準を高め、かつ新たに育成すること、また⑤留学生や実習生をソ連や東欧諸国に派遣すること、などである。

こうして、1952 年から 1954 年までの 3 年間に、16.3 万人の幹部が工業セクターに転入された。

第 3 節 党幹部の管理制度と審査制度の厳格化

1. 党幹部の管理制度の変更

1953 年 9 月 16 日から 10 月 27 日まで、党の第二次全国組織工作会议が北京で開催された。会議では、幹部調配、幹部管理、幹部審査、整党建党、編制、基本建設部門の 6 つの組織工作に対応して 6 つのグループに分かれて討議が行われた。その成果の一つは、幹部管理制度の変更案を提出したことである。これを受けて、11 月 24 日、中共中央は「幹部の管理工作強化に関する決定」（關於加強幹部管理工作的決定）を發布。長年にわたり中央組織部と各級党委員会組織部が党員幹部を統一的に管理してきたが、党員幹部の人数が激増する中、統一的に人事（昇級、異動、採用、評価）を行うのが甚だ困難となり、かつ自分の利益だけを考えて人事を自分勝手に行うなどの様々な人事上の弊害が生じていた。党の「幹部工作部門」の日常業務は多忙を極め、幹部 1 人 1 人の政治資質や業務能力を深く把握できなくなったのも原因である。特に、最大多数を占める「財經工作幹部」を把握できておらず、各種専門業務の幹部を計画的・系統的に養成する工作にも過ちが多くなっていた。また 1953 年から第 1 次 5 カ年計画が開始され、「經濟建設幹部」の需要が増えているので、他部門の幹部を經濟建設部門に大量に異動させ、又は新たに養成する必要性も高まっていた。

このような切迫した人事案件を適切に処理できていないという理由で、「中央組織部と各級党委員会組織部による党員幹部の統一的管理制度」は、「部級分担管理制度」（部分分級管理制度）に変更された。表 5 のように、党員幹部を 9 種類に分け、あくまで「中央組織部と各級党委員会組織部の統一管理の下で」、中央・各級党委員会の各部がレベル別に管理するのである。しかし、各地の事情がこの新管理制度に即応できない場合、中央組織部との共同管理方式が取られた。

この「部級分担管理制度」の目的は幹部たちの政治資質と業務能力を見極め、正確に選抜し、拔擢するために他ならない。この点について、「幹部の拔擢工作においては、必ず政治資質（徳）と業務能力（才）に基づいて幹部を選抜するという党の原則を貫徹しなければならない」と強調し、必ず保守思想や「自分の利益を考え、全体の利益を考えない態度」（本位主義）、資格論や「才を重視し徳を軽視する」（重才軽徳）、「ただ親しいというだけで任命する」（任人唯親）、などの傾向に反対するという。

この管理制度変更によって、中央組織部は全幹部の管理責任を免除され、「党・大衆工作幹部」と他の工作幹部のみを管理し、かつ幹部審査や党校の訓練計画の立案とその実施状況の検査、統一的な幹部档案制度や統計制度の確立などに責任を負うことになった。

注目すべきは、文教工作幹部が各級宣伝部によって管理されることになった点である。各級宣伝部は各級人民政府の文化・教育行政や各段階の学校を「指導」する党員幹部の政治資質と業務能力を評価するという重大な責務を負うことになった。中国共産党は各級宣伝部を通じて、全国の教育界を「指導」することになったと言えよう。

なお、この「決定」第8条に「全国各方面の重要職務を担当する幹部はすべて中央によって管理されなければならない」と規定された。これを受けて、「中共中央の管理する幹部の職務名称表」（中共中央管理的幹部職務名称表）が制定された。このリストに掲載された幹部は通称「中央幹部」（又は「国家幹部」）と呼ばれている。この「中央幹部」について、早速、政治資質と業務能力が計画的に審査され、その結果に基づいて、人選がやり直されたのである。⁽¹⁸⁾

表 5. 党員幹部に対する各部門別の管理制度

	幹部の分類	管理責任者
1	軍隊幹部	軍党委員会の総幹部部、総政治部、各級幹部部、政治部が管理責任を負う
2	文教工作幹部	党委員会宣伝部が管理責任を負う
3	計画・工業工作幹部	党委員会の計画・工業部が管理責任を負う
4	財政・貿易工作幹部	党委員会の財政・貿易工作部が管理責任を負う
5	交通・運輸工作幹部	党委員会の交通・運輸部が管理責任を負う
6	農林・水利工作幹部	党委員会の農村工作部が管理責任を負う
7	少数民族・宗教界の党外上層部代表、 民主党派・無党派の民主人士、 華僑の民主人士、商工界の代表、 各種機関の幹部（協商機関、民主党派、 政府機関、商工連合会、仏教協会、 イスラム協会・回民文化協会）	党委員会の統一戦線工作部が管理責任を負う
8	政法工作幹部	党委員会の政法工作部が管理責任を負う
9	党・大衆工作幹部その他	党委員会の組織部が管理責任を負う

出典）中共中央「幹部の管理工作強化に関する決定」より作成

2. 幹部の再審査の実施

同年同日、1953年11月24日、中共中央は「幹部審査に関する決定」（関于審査幹部的決定）を發布。新中国建国後に新党員幹部が激増、その階級成分も複雑化し、全部を把握できておらず、党内に反革命分子が紛れ込んでいたという。問題が明らかになったことから、2・3年以内

に、古参幹部（老幹部）も含めて全国の党員幹部と党外幹部を対象に詳細な審査を行うことを決定した。以下、決定部分の訳である。

《一．今度の幹部審査工作は、第1次5カ年計画が既に開始し、各方面の建設任務が極めて困難かつ重要になっているという条件の下で実行するものである。このために、必ず当面の各種工作と密接に結びつけて、順序立てて重点的に実行しなければならない。当面の各種工作を妨げることなく、運動の方式で突撃的に行う。各種工作が困難かつ重要だからといって、幹部審査工作を緩めてはならない。幹部審査の目的は全面的に幹部を理解するためである。主に政治上から審査を行い、各幹部の政治的本質（政治面目）をはっきりさせ、党政機関の中に紛れ込んだ全ての反革命分子、階級異分子、変質堕落分子を排除し、幹部隊伍の純潔を保持するのである。同時に、多方面に亘って幹部の思想品德と業務能力を理解し、より一層計画的に幹部を養成し、正確に幹部を活用するためである。

二．審査範囲は各級党政機関、人民団体および財經・文教などの部門の中の全幹部である。審査順序は、まず党内、その後、党外とすべきである。まず指導的人物、その後、一般幹部とする。またまず重要部門、その後、一般部門とする。まず地級党委員会、專署（市）以上の指導機関や重要な国営の工場・鉱山企業、その後、県・区級機関を審査し、二番目に重要な工場・鉱山企業とする。まず政治的本質がはっきりせず、来歴が不明で、重要な点が曖昧な幹部を審査し、その後、その他の幹部を審査する。このように、トップ機関や重要部門を早急に整理し、政治的に信頼できる幹部を手中に掌握してから、ゆっくりとその他の機関・部門の問題を解決すれば、ひずみ（偏差）も少なく、混乱の発生も避けることができる。

三．審査工作は必ず部門や対象が異なれば、異なる方法を取らなければならない。一般機関は各種の事業と結びつけて、審査すべきである。工場、鉱山では所在地の省・市党委員会によって、まず各工場や鉱山の指導者を審査し、然る後、彼らが中心となって、生産と結びつけて一般幹部を審査すべきである。短期の幹部学校や訓練班においては、時間が短く、幹部は互いに知らないのも、一般的に言えば、そこで審査を行うのは良くない。もし問題を発見すれば、元の機関に報告して調査し処理することができる。上記部門の幹部の中で、その全面的状況が既にはっきり理解されている場合は審査しなくてもよい。一部あるいは大部分の問題が審査され明瞭である場合は、その未だ明瞭でない部分の問題あるいは個別の問題だけを審査する。全部の「歴史」が未だ審査されていない場合は、拘束を解いた後、審査を進める。このように、指導に力を集中し、重点を掴み、審査工作を細緻に深く行う。

四．幹部審査工作は、必ず中央および県以上の各級党委員会の統一的指導の下、各部門が責務を分担して各級で行う。必要な時は党委員会の指導の下に幹部審査委員会を設置できる。各級指導機関の主要な指導者は、一級上の党委員会が審査責任を負う（地委員会委員では、正副専門員は省委委員会の責任で審査し、残りは類推する）。各部門の指導者は、同級の党委員会が審査責任を負う。各部門の一般幹部はその機関が審査責任を負う。党委員会が直接審査責任を負う幹部は、党委員会の各部門が党委員会の統一的部署の下、責任を分担する。審査責任を負う各機関幹部は、各機関の長が自ら指導部の中心的人物を組織する責任を負うこと

によって、審査を行う。各機関の中の幹部審査の責任を負う指導部の中心的人物は、同級の党委員会の許可を経なければならない。指導部が強くなく、リーダーもかなり弱い部門に対しては、各級党委員会が若干のリーダーを調整派遣してその指導部を強化しなければならない。もし一時的に調整派遣できなければ、審査工作はいつそのことを行うのを暫時遅らせる。各地方に駐在する中央各官庁の直属機関は、原則として所在地の党委員会が責任を持って審査し、中央各主管部門は地方政府党委員会が実行するのに協力しなければならない。

五．準備を固め、計画を練り、指導に従って幹部審査の工作を行うために、各地は準備をしっかりやるよう強調しなければならない。まず各級指導幹部は必ず幹部審査の意義・目的・方針について、一致した正確な認識を持たなければならない。次に、政治的に完全に信頼でき、作風は正しく、一定の業務能力を持つ幹部を一定数異動させて、幹部審査の具体的工作を行わせなければならない。事に先立って彼らに訓練を施し、彼らに幹部審査の方針・政策と必要な知識を理解させる。第三に、各地は既に材料を把握した審査対象を並べれば、計画的に順序良く審査を行うのに便利である。第四に、審査開始時、各地は若干の部門を選択して重点的に試行し、経験を得、幹部を教育した後に、順序立ててこの工作を徐々に展開する。直ぐに全面的に広げる方法は最も良くない。

六．幹部審査工作を巧く行う鍵は、真摯に調査研究を行うことである。全国の解放によって、交通は便利になり、大衆の覚悟は過去に比べると極めて高くなっている。加えて、中層・内層・三反などの肅清運動が多くのある材料を蓄積し、多くの敵の档案も既に我々が掌握しているので、目下の調査研究を行う条件は過去のいかなる時期と比べても充分である。この工作を行う時、まず全幹部の現有の档案材料を集めることから始め、整理して研究し、問題の鍵と調査の糸口を捜し出して、然る後に更に調査を進めなければならない。最後に、これらの材料を分析し、正確な結論を出さなければならない。調査研究においては、必ず周密細緻に、真相を求め（实事求是）、大雑把になり主観的に推断するのは最も良くない。脅迫して「自白状」を書かせる（逼供信）という間違った方法を取るのは最も良くない。必ず鍵となる問題と本質的問題をしっかりと把握し、枝葉末節の問題や表面的現象に拘泥してはならない。必ず具体的問題に対して具体的分析を進めなければならず、政治問題と思想問題、「歴史」問題と現実問題、家庭問題と本人の問題および事情の軽重、罪惡の大小などを厳格に区別しなければならない。

七．審査される全ての幹部について、審査後すぐに結論を出し、適当に処理しなければならない。全ての「歴史」が審査して明瞭になった者は、すぐに肯定的結論を出さなければならない。もし「歴史」の中で問題があり、一時証明が難しく明瞭にする方法がない場合は、先にその肯定的部分について結論を出し、問題は保留し審査を継続できる。過去にその「歴史」を保留したために、二番目に重要なポストに置かれている幹部について、もし一貫してその言行が良く、現在審査して問題がなければ、その徳と才に応じて思い切って抜擢し、大胆に使用すべきである。処理する時、政治問題のある全ての幹部については、その問題の性質に応じて、中央の「中層・内層の整理運動の中で、共産党員が隠している政治問題や歴史問題に関する処理方法」（关于在清理中層・内層運動中对共産党員所有隱瞞政治問題和历史問

題的处理方法)、「幹部審査の中で政治嫌疑問題を保留することに関する暫定的处理辦法」(關於審査幹部中保留政治嫌疑問題的暫行处理辦法)、「自首した叛乱分子に対する处理方法に関する規定」(關於對自首叛變分子处理辦法的規定)に基づき、個別に処理しなければならない。結論を作る時、本人が参加し弁明が許されていることを通知しなければならない。もし本人が党組織による彼に対する結論に不同意ならば、上級の党委員会にそれを訴えることを許し、それぞれの当該組織は審査の結論に責任を持ち、本人の意見と一緒に上に報告する。

八．幹部審査中に見つかった重大な「政治嫌疑分子」に対しては、迅速に適当な方式で重要ポストからはずし、公安機関が偵察しなければならない。例えば、反革命分子を見つけて逮捕すべき時は、党委員会の討議を経て決定し、上級の党委員会と公安機関の許可を得て、公安機関が逮捕し、その案件を処理しなければならない。反革命を排除する問題と一般の幹部審査の問題を混同してはならない。

九．幹部審査工作は、幹部管理工作の強化改善と密接に結びつけて、努めて幹部審査の過程の中で正規の幹部管理制度を徐々に確立しなければならない。まずは正規の档案管理制度と幹部档案や証明書の移転制度を確立し、幹部管理上の混乱現象を克服して、党の幹部管理工作を徐々に正規化する。

十．幹部審査は極めて細緻で複雑な工作であり、各級党委員会や各機関の行政トップが必ず真摯に掌握しておかなければならない。すべての計画の制定、重点の選択、力量ある組織、審査対象の確定および重要幹部と重要問題の処理は、等しく党委員会の討議を経て決定しなければならない。審査工作中に、党委員会は常に検査し、具体的に指導し、適宜に交流経験を総括し、各種のひずみを是正しなければならない。各級党委員会はこの決定を受け取った後、真摯に議論し、当地区の情況に基づいて、この決定を具体的に実行する計画を作成し、上級党委員会に報告して許可を得、実行しなければならない。

十一．ここ数年、軍隊幹部の人数が激増し、階級成分もまた以前に比べ複雑となっているので、軍隊幹部に対しても細緻な審査を実行しなければならない。軍委員会総政治部に一任して、この決定の趣旨に基づき、軍隊における幹部審査方案を制定し、中央の許可を得た後、実行しなければならない。

十二．非党員の幹部に対する審査は、上述の原則に基づき、かつ中共中央「中層・内層問題を整理することに関する指示」を参照して行うこと。民主人士および少数民族の上層分子は、一般に審査を行わない。一般の少数民族幹部の審査は、民族団結だけでなく、また幹部隊伍の純潔を保持するという原則に影響を与えないように、中央局・分局が計画を定め、中央の許可を得た後、実行しなければならない。」(中共中央「關於審査幹部的決定」)

かつて1950年から1951年にかけて反革命鎮圧運動が行われた。その中で、「中層」(軍や政府機関の中の反革命分子)や「内層」(中国共産党内部の反革命分子)の粛清が行われた。その継続と言うほどではないにしても、1953年から2・3年間、各級党政機関、人民団体および財經・文教部門などに勤務する党員幹部・党外幹部を対象に再審査が実施されたのである。審査内容は、主に政治思想と業務能力であった。

注目すべきは、第6項にあるように、幹部審査には1人1人の履歴ファイル（档案）を綿密に分析・調査して、結論を出す方法が取られたことである。この過程を通して「正規の档案管理制度と幹部档案や証明書の移転制度」が確立されることになったのである。

第4節 党の高級幹部の理論学習制度

1. 党の高級幹部の「輪訓」工作

上述のように、幹部管理制度を変更し、また幹部の再審査を実施して、党員幹部・党外幹部も含めて、主要な党政機関・軍隊などの全幹部の政治思想と業務能力が再審査された。この厳格な審査を通過できなかった幹部が大勢いたのではないかと思われるが、彼らがどのように処遇されたか、あるいは肅清されたのか、詳細は分からない。この再審査を経た後、党の高級幹部には更なる政治思想学習が課された。

1955年7月4日、中共中央は「党の高級幹部がマルクス・レーニン主義理論を自修することに関する規定」（關於党的高級幹部自修馬克思列寧主義理論的規定）を、上海局、各省党委員会、チベット工作委員会（西藏工委）、中央各官庁党委員会、国家機関の各党組、人民団体党組、軍事委員会総政治部宛に発布した。ここにいう「党の高級幹部」（党的高級幹部）とは、党の各レベルの組織において指導的役割を担っている党幹部を指す。「労農幹部」とは対照的に、「高級幹部」のほとんどが知識分子であつたに違いない。しかし、本規定は「党の高級幹部」の政治思想面での未熟さを指摘し、彼らのマルクス・レーニン主義理論の水準を高める必要性を強調している。

そのために、「党の高級幹部」の半数は「中央高級党校」に入学すること、残り半数は毎年2ヶ月間業務を停止して、在職のまま自修すること（在職自修）を義務付けた。在職自修者の学習内容は、「中央高級党校」の5つの課程とほぼ同一とされた。①中国共産党史、②ソ連共産党史、③弁証法的唯物論と史的唯物論、④政治経済学と経済問題、⑤党の建設、である。これらの学習は、あらかじめ順番を決めて交替で集団学習に参加するという方式が取られた。これを「輪訓」という。以下、輪訓に関する規定である。

《一、輪訓に参加する党の高級幹部（即ち、中央の管理する幹部の職務名称表の中の党員幹部）は、等しく中央高級党校に入って学習するか、あるいは在職自修に参加するか、どちらかの名簿にそれぞれ列記し、中央組織部が統一的に掌握しなければならない。名簿を制定する方法はこうである。

1. 党中央、中央国家機関の各官庁とその外地の直属単位、および中央レベルの人民団体の、輪訓に参加する高級幹部の名簿は、党中央辦公庁、国家機関各官庁とその各官庁党組、中央レベルの人民団体党組がそれぞれ立案し、中共中央直属機関の党委員会と中央国家機関の党委員会がまとめた後、中央組織部に報告する。

2. 各省（市）の輪訓に参加する高級幹部の名簿は、各省（市）党委員会が立案し、中央組織部に報告する。

3. 下記条件を有する者は等しく輪訓を免除できる。

①既にマルクス・レーニン学院を卒業した者

②学制の中で規定された5つの課程を既に系統的に研究し、かつ試験に合格した者、あるいは党中央の各部門、中央国家機関の各官庁の党組、中央レベルの人民団体の党組や各省（市）の党委員会が輪訓を免除できると認めた者。

上記条件の一つを満たしていても、本人が輪訓に参加して学習したい場合は、在職自修の名簿に登録できる。その他の輪訓を免除された幹部は、独立して自修しなければならない。

③年齢が高く、理論学習に参加できない者

④文化を補習しなければならないとか、身体が大変弱いとか、その他の特殊な原因があって、理論学習に参加できない者は、暫くは輪訓の名簿に記入するのを免除し、理論学習ができる時を待って、輪訓の名簿に記入する。

輪訓を免除された幹部は、党中央の各部門や委員会、中央国家機関各官庁の党組、中央レベルの人民団体の党組や各省（市）の党委員会の許可を得なければならない。

4. 過去に5つの課程の中の1つあるいは幾つかの課程を系統的に研究したことがある者は、必ず在職自修の名簿に列記しなければならない、またそれらの課程を学習しなくてもよい。但し、試験は受けなければならない。

5. 上述の名簿を立案する時に注意すべき事。①高級党校に入って学習する定員と在職自修する定員は、それぞれ輪訓に参加する定員総数の半分程度を占めなければならない。②各省（市）は、まず中央高級党校学習者の名簿と在職自修者の名簿をそれぞれ列記し、然る後に在職自修の名簿を4組に分けて列記し、毎年、組別に学習させる。③身体が弱く、入学後に緊張して学習できない者、あるいは仕事のため長期に職を離れて学習できない者について配慮し、等しく在職自修の名簿に記入しなければならない。

以上の高級党校に入る者、在職自修する者、また輪訓を免除される者の三種類の名簿は、8月15日より前に中央組織部に報告すること。

二．在職自修する高級幹部は、中央機関にいる場合、中共中央直属機関の党委員会、中央国家機関の党委員会およびその所属の党組織が、彼らを組別に学習させる責任を分担する。中央国家機関の各部門・委員会に所属するが地方に分散している機関の高級幹部は、各部門・委員会に集めて学習させなければならない。もし個別機関が特殊な状況のために各部門・委員会に集めて共同学習できない場合、代わりに現地の党委員会に学習を組織してもらうことができる。各省（市）の高級幹部は、各省（市）の党委員会が責任を持って組別に学習を組織し、かつ書記あるいは副書記1人を指名して指導責任を負わせなければならない。

在職自修に参加する高級幹部は、もし2ヶ月間の集団学習を望まず、独立自修することを望む場合、上記の各管轄機関の許可を得て、個人で計画を立て独立自修することを許す。但し、必ず当該課程の試験を受けなければならない。

三．高級幹部が5つの課程を在職自修する場合、原則1年で1課程を完了する。次の順序である。1955年度（今年9月1日から翌年7月15日まで）には、「弁証法的唯物論と史的

唯物論」を全ての組が 70 日間（日曜日を含む）学ぶ。1956 年度は「政治経済学と経済問題」を全ての組が 70 日間学ぶ。1957 年度は「ソ連共産党史」を全ての組が 50 日間学ぶ。1958 年度は「中国共産党史」を全ての組が 50 日間学ぶ。1959 年度は「党の建設」を全ての組が 40 日間学ぶ。

学習方法は主に計画性を持って自修すること。中央高級党校は責任を持って課程毎に自修計画、学習要点、提綱を制定し、学習資料を提供しなければならない。

四．在職自修に参加する高級幹部は全員、毎年 2 ヶ月間の学習終了時に必ず試験を受けなければならない。試験は中共中央直属機関の党委員会と中央国家機関の党委員会および各省（市）の党委員会が組織する試験委員会が主宰する。試験委員会は党委員会書記 1 人（試験委員会主任に任ず）、宣伝部長 1 人（試験委員会副主任に任ず）と若干の関係者で構成し、その名簿は中央組織部、中央宣伝部、中央高級党校の審査を経て承認される。

試験問題と標準解答は、中央高級党校が立案し、各地の試験委員会に渡して、試験答案に依拠して評定する。試験の採点は 4 点評価制（四分制）を取り、学習成績は優・良・中・劣で表す。

一つの課程の合格者には、直ちに中央高級党校がその課程の修業証書を発給する。試験不合格者は、工作ポストに戻った後、自修を継続し、翌年の新課程の学習が始まる前に追試験の準備をする。

5 つの課程全ての修業証書を取得した者は、直ちに中央高級党校が中央高級党校卒業証書（自修の字を注記したもの）を換発する。

過去にマルクス・レーニン学院を卒業し、輪訓を免除された者はマルクス・レーニン学院が証書を発給してこれを補う。

過去に既に系統的に学習して試験に合格している者にも、1 つの課程あるいは幾つかの課程の修業証書、又は高級党校の卒業証書（自修の字を注記したもの）を発給しなければならない。

毎期の学習の総括および個人学習成績表は、中央組織部、中央宣伝部、中央高級党校に各一部送付する。またもう一部の個人学習成績表と試験答案は本人の履歴ファイル（档案）に入れて保存する。

五．今後、高級幹部の在職自修の組織化は、経常業務とする。中央組織部と中央宣伝部はこの業務の管理を適当に分担しなければならない。

中央組織部は責任を持って輪訓計画および行政と組織工作を掌握する。中央宣伝部は教学方面の指導、督促、検査、経験交流などの工作に責任を持つ。中共中央直属機関の党委員会と中央国家機関の党委員会および各省（市）の党委員会は、必要な専任幹部を指定し、経常的な行政・組織及び教学工作に責任を持つ。

六．高級幹部が在職自修に必要な経費は、各級党委員会組織部が審議し、幹部訓練費から支出する。本人が出した費用（旅費を含む）は所属機関が給付する。

七．軍隊系統の高級幹部がマルクス・レーニン主義理論を在職学習する方法は、総政治部が立案し中央に報告する。》

(中共中央「關於党的高級幹部自修馬克思列寧主義理論的規定」)

上記の第 1 項に、「高級幹部」は「中央の管理する幹部の職務名称表の中の党員幹部」と規定されている。当時の「中央の管理する幹部の職務名称表」に掲載された幹部は「中央幹部」と呼ばれていることは既に述べた。1955 年 1 月 4 日、中共中央は「中共中央の管理する幹部職務名称表を發布することに関する決定」(關於頒布中共中央管理的幹部職務名称表的決定)を公布して、国務院の各官庁、最高人民検察院、最高人民法院と中央一級の各大衆団体の党員幹部を三種類に分けて管理する工作方針を提示した。「高級幹部」はこれら中央政府機関や人民団体の幹部を指している。⁽¹⁹⁾

ところで、党の高級幹部のうち、半数は高級党校に入学して 5 つの課程を学び、残り半数は在職のまま 2 ヶ月間仕事を離れ、同じ 5 つの課程を 5 年かけて自修する。高級党校入学組と在職自修組はともに各課程の試験に合格しなければならず、合格するまで学習を継続しなければならない。その成績表と試験答案は「個人別履歴ファイル」(档案)に永久に保存されるという。当然、将来の人事異動・昇級に少なからず影響したであろう。兎も角、1955 年から 1959 年まで 5 年間、党の高級幹部は輪訓方式によって中国共産党史、ソ連共産党史など 5 つの理論教育課程を学習したのである。

2. 專業幹部学校における在職幹部の「輪訓」改善策

幹部学校には普通幹部学校と專業幹部学校の 2 種類がある。專業幹部学校では政治法律、財政・貿易、農林業、軍政など特定分野の業務について訓練が施された。その実績は不明の部分が多いが、分かる範囲で考察することにしたい。

1956 年 1 月 21 日、中央組織部は「全国省市以上の各專業部門の在職幹部輪訓工作に関する中央への報告」(關於全国省市以上各專業部門在職幹部輪訓工作向中央的報告)を中共中央に提出した。中共中央は 1 月 26 日にこの文献を各省・直轄市・自治区の党委員会、党中央各部門・委員会の党組、国家機関各官庁の党組、人民団体の各党組宛に、参考資料として配布した。これは建国以来の約 6 年半の在職幹部の訓練事業に関する現況報告と改善案である。

これによれば、政法団体、財貿団体、大衆団体の不完全な統計では、当時、中央官庁や省・市政府の主管する幹部学校・訓練班は 347 か所であった。その内訳は中央官庁主管の「中央一級幹部学校」・訓練班は 34 カ所、省・市政府主管の「省市一級幹部学校」・訓練班が 313 カ所である。ここで専門的知識・技能を備えた在職幹部、即ち「專業幹部」を訓練していた。数年で 127 万 5000 人余に達したという。

これらの「專業幹部」訓練事業の発展は二段階に分かれる。1952 年以前は「短期政治訓練方式」で、新規に採用した大量の知識分子や「留用人員」(留任者)、また一部では在職幹部を訓練した。だが、1953 年以降は、在職幹部の輪訓が主流となり、主に実務や政治理論の基礎訓練を行った。専門的管理機構を設置し、指導的幹部や教師を配置して、計画的に訓練していたが、多くの問題が顕在化してきた。

第一に、「專業幹部学校」における訓練の目的や水準が不明瞭であり、中央と省・市では訓練

方法、訓練期間、訓練内容に統一性がなかった。要するに、どのような幹部に、どのくらいの期間で、何をどこまで訓練するのか、業務訓練と政治訓練はどのくらいの割合で行うのかが不明瞭だった。「一般幹部に対する訓練」を偏重して、「指導幹部に対する訓練」を軽視したり、政治訓練を無視したり、又その逆に業務訓練を軽視して政治訓練だけを実施したりする例が見られた。また、專業幹部学校と中級・初級党校の訓練が重複する問題、訓練機関を多く作り過ぎた問題などもあった。

第二に、教学方針として「理論と実際の相連携、ソ連の先進的経験と中国の实际情况の相結合」を提出したのはよいが、実際との連携は不十分で、学習者の思想改造は達成されず、科目も過多で、政治課と業務課の比重も適切でなく、適当な教材もなかった。

第三に、教員の質が低く、人数も不足し、政治思想性が嚴重に審査されていなかった。

第四に、ある地区・ある部門では、職務程度や文化程度の極度に低い人、病人、重い処分を受けた人、品質劣悪な人、政治思想に問題のある人を幹部学校に送り込んでいた。幹部学校には厳格な入試・審査制度がなく、条件に符合しない學員が少なくなかった。

第五に、各種の專業幹部学校に対する指導が不十分であったため、幹部の輪訓工作をするつもりもない專業部門や、幹部学校に全く注意を向けていない地区党委員会などの例も見られた。また幹部学校内の政治思想工作や党組織の工作が薄弱であったという。かくして、在職幹部の輪訓に関する改善意見を提出している。以下は要約である。

(1) 專業幹部、特に中核的指導者に対して、業務基礎知識の教育と 5 つの理論課程の教育が最も必要とされる。1962 年までに輪訓を行き渡らせる。このために、「中央一級幹部学校」、中級党校、初級党校は役割分担する。すなわち、「中央一級幹部学校」が業務訓練と政治理論訓練を担える場合、中級・初級党校での輪訓はしない。そうでない場合は、中級・初級党校が輪訓を担当する。

「中央一級幹部学校」の主な任務は「各部門の中級・初級指導者、即ち県人民委員会の正副科長、局長、県大衆団体の正副書記（主任）とそれに相当するか、又はそれ以上の職務の幹部を「輪訓」する。これらの幹部に対して政治理論と業務理論の基礎知識と業務の実際知識を教育する」ことである。これに対して、「省・市一級幹部学校」の任務は、県人民委員会の掛長（股長）と科員、区人民団体の正副書記（主任）とそれに相当するか、又はそれ以上の職務の幹部を輪訓することである。総路線と関係業務の方針や政策や実務を教育し、思想水準と業務能力を高めなければならない。

訓練期間は「中央一級幹部学校」は 1 年間で、修了試験（結業考試）を行い、その成績は記録し、幹部となる重要条件の一つとする。他方、「省・市一級幹部学校」は 1 年間に 2・3 回の輪訓を行う。過去の政治思想が明瞭であること、身体健康であることが入学条件であり、厳格な審査と試験を行うこと。同時期の訓練対象者総数の 10%前後は「中央一級幹部学校」に受け入れ、20%前後は「省・市一級幹部学校」に受け入れるようにする。

(2) 各專業部門の訓練機関（專業幹部学校など）の数量を調整しなければならない。多すぎる場合には減らす。性質の近いものは合併する。単独で運営できるものはそうしてよい。今後

の專業幹部学校の設置は、中央政府あるいは省・市の党委員会の幹部管理部門の承認を得るようにする。

(3) 專業幹部学校の教学方針は「政治と業務の相結合、理論と実際の相連携」とし、政治思想を正すことを重視すべきである。そこで、「中央一級幹部学校」では「業務課」（業務理論課と業務實際課を含む）は全課程の60%前後、「政治課」は40%前後を占めるようにする。中級党校の訓練対象者と同程度の者は、5つの課程のうち先ず2つを選んで学習し、残りは業余学習中に完了させる。初級党校の訓練対象者と同程度の者は、初級党校の3つの課程（理論常識、政治常識、党の基本知識）を学習させる。また「省・市一級幹部学校」では「業務課」は全課程の70%、「政治課」は30%とする。「政治課」では過渡期の総路線を講義する。

中央各官庁が専門的に教材問題を解決すべきである。各科目の教学大綱を作成し、統一的教材を編纂する。中央一級と省・市一級の幹部学校の「業務課」教材は業務部門が審査し、「政治課」教材は各級党委員会宣伝部が審査する。

(4) 「省・市一級幹部学校」の指導者、教学幹部、教員が貧弱なので、厳重な政治審査を行って、迅速に新規採用しなければならない。教学幹部や「業務課」教員の訓練のために、「中央一級幹部学校」が必ず教師班（師資班）を設置すること。また「政治課」教員は各級党校で訓練すること。また中央官庁や省・市各部門は今後の教員養成計画を早急に制定しなければならない。更に、專業幹部学校の教学幹部には関連会議に出席させ、文献・参考資料を閲読させ、また待遇改善を図ること。

(5) 專業幹部学校の党組織は、研究幹部と學員の思想状況を常に把握し、政治思想工作を実行しなければならない。批判と自己批判を展開し、業務態度と学習態度を正し、各種の良くない思想傾向を克服すべきである。

(6) 專業幹部学校の編制（教職員の定員）に関して、「中央一級幹部学校」では、教職員と學員の比率を1対4とし、教師（教学行政人員を含む）は編制総数の60%を占めなければならない。他方、「省・市一級幹部学校」は教職員と學員の比率を1対6から1対8までとする。

(7) 各級の專業幹部学校は校長負責制を実施し、専任の校長や副校長を置いて全校の業務を指導させる。「中央一級幹部学校」では校務委員会を設置し、定期的に会議を開いて重要問題を討議する。メンバーは、校長、副校長、党委員会書記、各教研室の正副主任、正副処長などとする。

(8) 各級の專業幹部学校は各級の專業部門が主管し、1人の責任者を決め、必要ならば専門的管理機構を設置して、学校の問題を定期的に議論し、経験交流を行い、また常にその業務状況をチェックする。また「中央一級幹部学校」は、「省・市一級幹部学校」に対して、教学経験を紹介し、諸問題の解答や参考資料を提供して、積極的に指導・援助すべきである。

要するに、中央一級と省・市一級の專業幹部学校における校長負責制、校務委員会など運営体制、教職員と學員の比率、「業務課」教員と「政治課」教員の育成、課程内容と教材編纂等々に関して明確に規定された。これによって、在職幹部の輪訓のレベルアップを図ったのである。

興味深いのは、教職員と學員の比率が「省・市一級幹部学校」は1対6から1対8までである

のに対して、「中央一級幹部学校」は1対4とされた点である。「中央一級幹部学校」は少数精鋭の教育体制を敷いたのである。専門幹部の育成に全力が注がれていたことが窺える。

第5章 社会主義建設期における党員教育の展開

第1節 整風運動と下放政策

1956年9月15日から27日まで、中国共産党は第8回全国代表大会を開き、社会主義改造が基本的に完成したことを宣言し、次の「社会主義建設」の段階に進むことを決議した。これに合わせて、党員幹部の傲慢さに起因する官僚主義、セクト主義、主観主義などの思想問題を是正するため、同年11月10日から15日まで中共第8期中央委員会第2回総会が開催され、翌1957年後半に党内整風を実施することが決議された。

1957年4月27日、予告通りに中共中央は「整風運動に関する指示」（關於整風運動的指示）を發布した。党内に「反官僚主義、反セクト主義、反主観主義」を呼びかけ、党員に毛沢東の「人民内部の矛盾を正確に処理する問題について」や「中国共産党全国宣伝工作会議上の講話」の2文献を学習し、それを指導指針として、批判と自己批判を実施させた。まず県級以上および軍団級以上の党組織、大型の工場と鉱山の党組織、大学・専門学校の党組織から運動が開始された。同時に、指導幹部の思想作風の検査も行われた。

この「指示」の中で、党員や党幹部が特権意識を持つようになり、「大衆から遊離し、実際から遊離した」思想状態にあるので、その是正方法として、労農大衆と一緒に「体力労働」に従事する制度が提案された。なお、中国語の「体力労働」は日本語で＜肉体労働＞と訳されるが、それでは若干蔑視のニュアンスが入ってしまう。これに対して、「体力労働」はこの蔑視のニュアンスを払拭するための表現であるので、そのまま「体力労働」の語を使用することにしたい。

この提案を受けて、翌1957年春には、多くの地方の農業生産合作社の幹部が自発的に農業労働に参加し、一部の省・直轄市・自治区の関係幹部や軍の高級官僚もこれを実践し始めた。この動きを重視して、1957年5月10日、中共中央は「各級指導人員が体力労働に参加することに関する指示」（關於各級領導人員參加體力勞動的指示）を發布し、「一切の共産党員は、職位の高低や資格の旧新にかかわらず、すべて自己を普通の労働者と同様な、同等の地位に置かなければならない。年齢が高く、身体に病気を持つ者以外は、みな十分に耐え得る体力労働に将来参加する準備をしなければならない」と述べ、生産や建設の現場（農業生産合作社、手工業生産合作社、工場、鉱山、手工業の作業場、工事現場、商店、食堂など）で働くよう指示した。

更に、翌1958年2月28日、中共中央は「幹部を下放し労働鍛錬を実施することに関する指示」（關於下放幹部進行労働鍛錬的指示）を發布。幹部を主に農村に下放し、農林業に参加させ、一部は工業、交通運輸業、手工業などの体力労働に参加させるよう指示した。また同年9月25日、中共中央・国務院は「幹部が体力労働に参加することに関する決定」（關於幹部參加體力勞

働的決定)を發布し、全ての在職幹部に毎年少なくとも1ヶ月間、農業労働することを義務付けた。これら一連の措置の目的は、幹部たちの社会主義思想を鍛錬し、彼らと労農大衆の信頼関係を強化することであるという。

房列曙主編(2005)によれば、この「指示」發布後、党幹部の「労働鍛錬」が全国で実施され始めたが、既に下放した幹部と下放を申込んだ幹部は合計で約300万人に上った。そして、大躍進の3年間(1958-1960)に、「全国で下放して労働鍛錬する幹部は約190万人。そのうち中央機関の下放幹部は3万5000人、下放しなければならない幹部の43.7%を占めた」という。即ち、中央機関の下放幹部は総勢8万92人で、この3年間に年平均1万1700人が下放したことになる。また、「1963年末までに全国の県級以上の国家機関の幹部784万人のうち、累計で202万人が下放した。下放する必要がある幹部総数の41.6%を占めた」という。

これらの記述から言えることは、1958年から1963年までの6年間に県級以上の国家機関の幹部202万人が下放した。但し、下放すべき幹部総数は約485万6000人であり、残り283万6000人の下放が予定されていたのである。思うに、大量の幹部が下放し農業生産に従事する理由は、名目上は「労働鍛錬」であるが、実質上は大旱魃(1959-1961)で危機に瀕した農村の生産力を回復させるためだったのではないだろうか。⁽²⁰⁾

ところで、この党内の整風運動は、民主党派や無党派の人士にも共産党の錯誤や欠点について自由に意見を言うことを求めた。これによって言論界は活気づき、有益な意見の一方で、共産党の政策や独裁に対する批判も表明された。これに対して、毛沢東は5月15日「事情は変化してきた」(事情正在起变化)を執筆し、ブルジョア階級の右派分子が政権を奪おうとする策謀であると批判し、党内幹部に閲読させた。1957年6月8日、中共中央は毛沢東の党内指示を「力を組織して右派分子の進攻に対して反撃を準備することに関する通知」(关于組織力量準備反撃右派分子進攻的通知)として發布し、同日『人民日報』社説に「これは何故か」(這是為什麼?)と題して掲載した。所謂「六・八指示」である。ここに反右派闘争が開始された。8月頃には反右派闘争は整風運動と結びつけて進められ、労働者、農民、商工界、小中高校の教職員や軍隊でも展開され、まさに大規模な「全民整風」に発展した。

5カ月後、1957年11月10日、中共中央は「目下の反右派闘争と整風の第三段階への転入の情況・問題の報告に関する指示」(关于目前反右派闘争和転入整風第三段階的情況与問題報告的批示)を發布して、整風運動を第三段階「整風と業務改善」(整改)に進めることを指示し、また1958年4月2日、中共中央は「整風問題に関する指示」(关于整風問題的指示)を發布して、各地で速やかに整風運動を第四段階「全ての人が文献を研究し、批判・反省し、自己を高める」(每人研究文献、批評反省、提高自己)に進めるよう指示した。この第四段階は党员各自が自発的に整風を行う理想的状態を作り出すという意味であろう。マルクス・レーニン主義理論や毛沢東思想の文献学習がこうして日常化されていったのである。

一方、反右派闘争のほうは1958年上半期に終息した。それまでの1年間に、全国で約44万人の党幹部や知識分子が「右派分子」として処分された。

第2節 幹部の働き方の改変

1957年2月8日、中共中央は「今後の幹部工作方法に関する通知」（關於今后幹部工作方法的通知）を發布した。これによれば、新中国建国から社会主義改造の完成までの間、社会主義革命の遂行のために、革命の意志と実務能力のある幹部が大勢必要であったので、「この時期、我々が取った幹部工作の方法は、大衆運動の中で現れた多くの積極分子を大量に迅速に育成し拔擢して、数週間あるいは数カ月の訓練をただけで、すぐに工作に派遣するというものであった。それ以外に、多くの人は全く訓練なしに、大衆運動の中で拔擢し幹部としたのである。各種の幹部の中で優秀な者は、その職務も迅速に昇進し、1年に1回甚だしくは数回昇進した者もいた」。このような方法は当時必要であったが、欠陥もあった。これらの幹部が真摯な審査や教育を受けなかったので、担当する工作について十分な準備ができず、異動が頻繁なために工作経験を蓄積できず、またその非プロレタリア階級の思想を払拭できなかったのである。この欠点を克服する方法として、次のように述べる。

《現在、我国の革命の飛躍的發展期は既に過ぎ去った。我国は既に建設期に入った、即ち常に發展する時期に入ったのである。我々の新しい国家機関と各種事業機構が既に組織され、これらの機構の現有の幹部の人数は既に少なすぎずして、多すぎるのである。当然、我国の各種事業は今後絶えず發展するが、突然に大幅に發展することはできない。このために、我々の今後の幹部工作の方法は必ず根本的に変えなければならず、過去の大量に迅速に幹部の職務を昇進させる方法から幹部の職務を安定化し、幹部の能力を高める方法に変えなければならない。……必ず相当の長期間、幹部の職務を安定させ、幹部の工作を専門化させ、不必要な異動を避け、彼らをして相当長期に亘る工作の中で経験を蓄積し、知識を増加し、経験と能力のある熟練した工作人員にしなければならない。》

（中共中央「關於今后幹部工作方法的通知」）

すなわち、国家機関や各種の事業体の幹部の働き方を改変する方針を打ち出した。その方法として4項目を指示している。

①各級の党政機関や大衆団体は國務院の通知に従って、一律に機構の増設や増員を停止する。全ての企業・事業体の非生産人員も規制する。

②生産人員が生産から離脱することを厳格に統制する。各地は農村の中で生産から離脱した幹部を拔擢してはならない。拔擢する必要があるれば、省級の党委員会かその指定機関の承認を得ること。鉦工業企業や事業体が労働者を幹部に拔擢する必要があるれば、市の党委員会の承認を得ること。

③党政機関や大衆団体、企業・事業体における生産から離脱した工作人員や生産しない工作人員は、生産活動に回すことができれば、そうすること。暫時そうできない場合も、適当な時期に条件を作って生産活動に回すこと。

④上級機関から有力な幹部を選抜して農村で仕事をさせ、一部の農村幹部を生産に回すこと。

要するに、党政機関等々の幹部が多すぎるので、できるだけ農村労働に回すよう指示したのである。

第3節 大躍進期における農村党員の拡大

1958年8月29日、中共中央は「農村に人民公社を設立する問題に関する決議」（關於在農村建立人民公社問題的決議）を發布。「高級合作社」を統合して、「大型の総合的な人民公社」を全国で設立することを宣言した。その約2ヶ月後には、ほぼ全国で農村人民公社（以下、人民公社と略す）が成立した。人民公社は単純な農業生産組織ではない。工業、農業、商業、教育、軍事を含む大規模な経済共同体である。その指導機関は政治機関でもあった。

これによって、農村党員の需要は高まった。農村党員を増やすに当たって、その質の低下を招かないように厳格に審査する必要がある。1958年12月7日、中共中央は中央組織部の「今後の党員引入れ工作に関する意見」（關於今後接收党員工作的意見）に同意して、各省・市・自治区の党委員会宛に發布した。以下、意見書の全訳である。

「目下、全国に1245万の党員がおり、総人口の1.9%を占めている。農村党員は700万で、農村人口の1.3%を占める。この2年来、全国各地は1957年2月の中共中央による党員受け入れ工作に関する通知に基づき、一般に党員受け入れを停止し、整風と社会主義教育運動の中で党を強固にする工作を進めることを重視してきた。この時期に党員の質は大変高まったが、党員数は却って減少した（1957年6月末から1958年6月末までに党員総数は27万人減少した）。目下の全面的な大躍進の形勢の下、一方で、各地は党員数がかなり減り、各方面の需要を満たすことができないと感じている。特に農村ではこの問題は顕著になっている。人民公社の多くの生産隊、專業隊、比較的大きな工場、学校や食堂、託児所などの単位ではみな、党の組織がなくなり党員がいなくなった。他方で、整風や反右派闘争、農工業生産の大躍進の中で、大衆の思想覚悟は空前に高まり、社会主義と共産主義のために奮闘することを決意した積極分子が大勢現われ、党員標準に適合する人をかなり多く引入れ入党させることができた。例えば、農村公社化以後、多くの人民公社の中の積極分子の人数は労働力人数の10%前後を占めた。これは、目下の党員増加工作が過去のいかなる時期に比べても良好な条件を持つことを示している。

党員数の増加問題に関して、過去、我々は農村では党員が人口総数の2%前後の比率が良いと考えた。現在を見ると、この比率に達しない省・自治区ではもとより党員増加を急ぐ必要があり、既にこの比率を越えた省・市（河北・山西など）でも、党内に新鮮な血液を増やすために党員を増加する必要がある。都市の工場や鉱山や企業や文教等の方面でも、事業の発展と積極分子の成長の状況に従って、積極的に、計画的に党員引入れ工作を実施し、これによって党の力を壮大にしなければならない。

目下、婦女党員は党員総数の10%を占める。公社化後、婦女は更に解放され、思想覚悟は大いに高まり、多くの積極分子が現われ、彼女たちは生産と工作において大きな作用を起こ

した。農業生産の上で、婦女労働力は一般に労働力総数の 50%以上を占める。故に、新党員の引入れ工作の中で、必ず労働する婦女の中の先進分子を導入れ入党させるよう特に注意を払わなければならない。

青年は社会全体の力の中で最も積極的で、最も生氣ある力である。彼らは最も進んで学習し、最も保守思想が少ない。各地の党組織は青年団組織と協力して、青年の工作をしっかりと行い、青年団の組織を発展させ、かつ優秀な青年団員の中から注意深く党員を導入れなければならない。

新党員を導入れる標準は、過去に比べて更に高く更に厳しくしなければならない。今後、党の根本任務は社会主義の建設を加速し、共産主義に向かう過渡期に備えることである。故に、党員は必ず高度な共産主義覚悟を持ち、共産主義を実現する決意と意欲を持たなければならない。更に高く更に厳しい標準に照らして党員を導入れるためには、必ず「共産主義思想と専門的能力をともに有する（又紅又專）」社会主義積極分子を育成する工作を強化しなければならない。「共産主義思想と専門的能力をともに有する」積極分子の中から、「歴史」が明白で、自らの意思で入党を申請し、かつ共産主義事業のために徹底して奮闘する決意を有する先進分子を、引入れ入党させなければならない。「共産主義思想と専門的能力をともに有する」社会主義積極分子は一般に次の条件を具有すべきである。（1）階級成分が良く、立場が明確に定まっている。（2）共産主義の覚悟を有し、大衆と密接な関係を有している。（3）苦勞して学び、苦勞して研鑽することができ、「大胆に考え、ずばずば言い、思い切って行い、ばりばり行い（敢想、敢説、敢做、敢干）」、また後れた思想と闘争する共産主義的風格を具有する。（4）業務に精通し、大いに創造し、絶えず技術革新を推進できる。

農村で党員を導入れるには、入党者の階級成分を注意深く考察し、本人が上・中農成分の系統である場合には、一般には入党させてはならない。少数民族において党員を導入れる工作を実行する時には、入党申請者に対して階級教育と宗教問題に正確に対処する教育を行い、有神論と無神論また民族主義と共産主義の境界を明確に区切らせることに特に注意を払い、このような教育を経ても宗教信仰を堅持する場合は一律に入党させてはならない。

各地区の工作は不均衡に発展するので、党の基礎と大衆発動の程度も、全く様ではない。このために、各省・市・自治区の党委員会はその地区の客観的条件と主観的力量に基づき、党員引入れ計画を制定しなければならない。党を拡大させる工作は、党を強固にする工作と相互に結びついて、一緒に発展し、一緒に強固にならなければならない。目前の新形勢や有利な条件に基づかずに党員を積極的に拡大することは正しくない。拡大だけを考え、強固にすることを考えず、単純に党員数を追求してその質を考えないことは、片面的であり、間違っている。》

（中央組織部「關於今後接收党員工作的意見」）

中国共産党員は 1951 年に 580 万人であったが、1958 年には 1245 万人に膨張していた。僅か 7 年間で 665 万人の増加である。特に、農村部において党員数は 700 万人に達し、それは農村人口約 5 億 3800 万人の 1.3%を占めるに至った。中央組織部は、農村党員数は農村人口の 2%前後が良いと報告しているが、これに応じて、中共中央は農村党員数が農村人口の

2%に達しない省・自治区では数年内に2%まで増やし、既に2%を超える省・自治区では更に増やしても良いが、数年内に2.5%を越えてはならず、特に党員の多い省では多くとも3%を越えないようにして、入党審査を厳格化し、党員の質的低下を防ぐよう指示したのである。

第4節 党員幹部の輪訓工作の再開

1. 党員幹部の輪訓工作の指示

整風運動と反右派闘争によって、党員幹部教育は中断したのではないかと思われるが、それが一段落すると、再び開始された。1961年9月15日、中共中央は「幹部の輪訓に関する決定」（關於輪訓幹部的決定）を發布したのである。以下、「61年幹部輪訓決定」と略すが、輪訓の目的について、「幹部が社会主義建設の客観的規律を一層認識し、その片面的な認識と、実際の業務の中での右的あるいは‘左’的錯誤を克服するのを助けること」と、「我党の伝統的なマルクス・レーニン主義を作风とし、幹部の中の実際から遊離し、大衆から遊離し、政策に違反し、規律に違反している錯誤を克服すること」を助けることであるという。要するに、幹部たちが思想政治水準を高め、党性を増強し、社会主義建設を実行する覚悟を固めるためであった。以下、輪訓の具体的方策を述べた箇所である。

《一、今度の幹部輪訓の対象は、主に県委員会書記とこの職務以上に相当する党員幹部である。特に、県委員会以上の各級党委員会の書記と県委員会書記以上の各方面（工業、交通、財貿、農業、文教、外事等）の党委員会の書記である。地委員会・県委員会の第一書記は、地委員会書記や県委員会書記の工場・鉱山・企業の党委員会書記に相当するので、必ず今度の輪訓に参加しなければならない。

全国の県委員会書記とこの職務以上に相当する党員幹部は約16万3000人であり、高齢・身体虚弱の者を除き、輪訓に参加する幹部は約15万人である。これらの幹部に対して、今年11月から開始して1962年末まで、時期・場所を別にして輪訓を一遍行う。輪訓期間は每期1カ月半前後とし、各地は五期、六期あるいは七期に分けて訓練を完了させることができる。県委員会書記以下の幹部の訓練工作は、各中央局と省・市・自治区党委員会が自ら確定する。

二、訓練内容は、社会主義建設と党建設の両方面であり、党建設と「党の生活」の中に存在する問題の解決に重点を置く。幹部は今度の学習の中で自分のここ数年の工作の中と「党の生活」の中で、党規・党法を軽視しあるいは違反する思想行動の有無、また党の民主集中制を軽視しあるいは違反したり、うそを言ったり、大衆の利益を侵害したりする等の間違った行為の有無を、十分に冷静に考えなければならない。これによって、経験的教訓を得て、今後の工作を改善し、かつ自分の党性を絶えず鍛錬することができる。このために、この方面の学習には多くの時間を割かなければならない。学習材料は主に新編の『社会主義建設の幾つかの問題』、『党の生活の幾つかの問題』や「中共中央による農村人民公社工作条例（修正草案）」を討論し試行することに関する指示、「農村人民公社工作条例（修正草案）」、スターリン著『ソ連の社会主義経済問題』（選読）である。これらの材料以外に、もし必要があ

れば、各地は具体的情況に基づき、自ら少量の補充材料を選択して使用することができる。

三、今度の訓練は必ず理論学習と経験総括の相結合という方法を貫徹し、民主主義を発揚し、幹部に心はのびのびと心地よく、生動活発な政治的雰囲気の中で、自覚的に思想検査を実行させなければならない。「思想をはっきりさせ、同志を団結させ、前の失敗を戒めとし、病を治し、人を救う」（弄清思想、団結同志、懲前毖后、治病救人）が、今度の訓練の主旨である。間違いを犯した同志に対しては、毛沢東同志の言う「団結—批判—団結」の方法を必ず取らなければならない。「団結の願いから出発し、批判あるいは闘争を経て、是非を明らかにし、新しい基礎の上で新しい団結に達する」のである。このために、以下の点に注意しなければならない。(1) 独学を主とし、学習に参加する幹部はみな真摯に読書し、文件を学び、学習ノートを書き、かつ学習材料の主要な内容、特に党員の義務と権利の規定や、「党政幹部三大紀律や八項注意」に関する党章に基づいて、自覚的に自己の思想を検査し、経験的教訓を基に、今後の工作を改善しなければならないが、個人的責任は追及してはならない。(2) 幹部の学習を援助するために、各省・市・自治区の党委員会の主な責任者は、學員に向かって啓発的な報告をしなければならない。(3) 討論学習は小組の自由な放談を主要な形式とし、小組会は記録を作らず、重点的な批判を行わない。開校・修了式や啓発的な報告など以外は、一律に大きな会を開かず、また思想検査の模範者の表彰などを行わない。(4) 小組討論の内容は、自由に意見交換し、实事求是のための自己批判と批判を行い、他人に対して温和な態度を取り（和風細雨）、相互に援助し合い、真に思想を開き、のびのびと言いたい事を言うことである。異なる意見に対しては、虚心に耳を傾け、探求し研究する態度を取らなければならない。ある意見を正しくないとするには、理論で納得させる態度を取って討論を進め、意見を受け入れることを強制する圧迫的方法を取ってはならず、かつ異なる意見をもつ同志が自分の意見を保留し、あるいは自分の過去の意見を修正することを許し、帽子を被せず、弱点を掴まず、棍棒で打たず、真摯に「知っている事は何でも言い、言う事は残さず言い、どんな事を発言しても咎められず、聞く者はどんな事でも戒めとなす」（知無不言、言無不尽、言者無罪、聞者足戒）の原則を一貫する。(5) 思想検査は原則的問題を重視し、生活の細部に及ぶ必要はない。(6) 学習過程の中で、思想政治小隊（思想政治排隊）を作らない。学習終了時に、思想の総括を書かせず、鑑定せず、学習ノートも提出させない。

四、輪訓に参加する幹部は、省・地・県三級の幹部を混合して班・組を編成する方法を採用する。工作部門による編成でも良いし、工作部門によらない編成でも良い。要するに、可能ならば相互に熟知している人々を一緒に編成しなければならない。幹部は職位の高低にかかわらず、学習中はみな平等な態度を以て意見を発表し、真理を堅持し、錯誤を修正しなければならない。

五、輪訓過程の中では労働と安逸の結合に注意し、引き締め過ぎてはならず、幹部に適当な休息を与える。毎日の学習時間（会議の時間も含める）は6時間を越えてはならない。毎日、小組会を開く必要はなく、毎回の小組会は努めて3時間を超えないようにする。物質条件と学習環境を適切に保証しなければならない。

六、今度の幹部輪訓は、各中央局と省・市・自治区党委員会が別々に直接主宰する。党校

機構を利用して訓練を行ってもよいし、また別に訓練班を組織してもよい。中央一級機関の幹部輪訓は、中央直属機関の党委員会と中央国家機関の党委員会が実施する。中央官庁の地方にある直属企業と事業体の幹部訓練は、所在地区の党委員会が責任を負う。軍隊幹部の訓練は、軍事委員会総政治部が別途手配する。外事幹部の訓練は、中央国家機関の党委員会が中央外事小組と協力して別途手配する。

七、今度の幹部輪訓工作を立派に行うことを保証するために、各中央局と省・市・自治区党委員会は一名の書記を指定して責任を持たせ、かつ党の路線政策、作風民主を理解し、一定の実際工作经验と理論知識水準を有する幹部を選び、具体的な工作进行を担当させなければならない。

各省・市・自治区党委員会は、本決定と自己の具体的情况に基づき、当地の幹部輪訓の計画を制定し、中央委員会と中央局に報告しなければならない。多くの地区が既に制定した幹部輪訓計画があるが、本決定の趣旨に合わない部分があれば、全て修訂しなければならない。

中央委員会は中央宣伝部と中央組織部専門部門に幹部輪訓工作会议を開き、本決定を執行する具体的方法を議論することを一任する。

八、この種の形式の幹部短期輪訓は、今後ある程度の期間、1年又は2年の間隔で1回実施する。》
(中共中央「關於輪訓幹部的決定」)

全国の県委員会書記とこの職務以上に相当する党員幹部の中で輪訓対象者は約15万人であった。1962年末まで約1年をかけて、彼ら全員に1ヶ月半程度の輪訓が行われた。輪訓の目的は文献の自学自習と小グループの放談によって自己反省を促すことであり、個人的責任の追及や政治思想の過誤を弾劾するものではない。「帽子を被せず、弱点を掴まず、棍棒で打たず」とはそういう意味である。整風運動や反右派闘争と違い、この輪訓の成績によって、粛清されたり処罰を受けたりすることはなかった。

学習材料には、中央官庁編纂の『社会主義建設の幾つかの問題』や『党の生活の幾つかの問題』が使用された。ここにいう「党の生活」(党的生活)とは、党の小組会、支部委員会、支部党員大会、党委員会、党代表大会や代表会議、党内民主生活会、党内選挙、党課、党内報告、党刊行物や党内文献の閲読その他の党内各種の活動を指す。輪訓は、党幹部に「党の生活」の重要性を再確認させることを目的の一つとしていたのである。⁽²¹⁾

2. 幹部の輪訓工作情况と今後の課題

輪訓方式による幹部教育は、「61年幹部輪訓決定」以降、全国各地の関係機関で期間を分け、毎期1カ月から2ヶ月間、実施された。約1年3カ月後、1962年12月30日、中央宣伝部・中央組織部は共同で「1年来の幹部の輪訓工作情况と今後の意見に関する中央への報告」(關於一年來輪訓幹部工作的情况和今后意見向中央的報告)を中共中央に提出。中共中央はこれを承認し、1月22日に全国各級党委員会宛に配布した。

この報告によれば、幹部の輪訓工作には、1961年9月から1962年10月までの1年間に、党幹部11万4000人余が参加した。そのうち、県の党委員会書記以上の幹部は9万7000人余

が参加し、輪訓予定人数の 57%に上った。地・県の党委員会第一書記ではその 30%が既に輪訓に参加した。更に、軍隊系統の団長・団政治部の党委員会以上の幹部は 1 万 7000 人が既に参加し、輪訓予定人数の 60%に上った。中央国家機関の正・副部長級幹部ではその 60%以上が参加し終わったという。

このように大規模な輪訓計画が着々と進められた。今後の予定について、「1962 年末までに、中央直属機関と北京、湖北省、貴州省、チベット自治区等の地域で幹部の輪訓は完了できる。1963 年第 1・第 2 四半期には、中央国家機関と黒竜江省、河北省、陝西省、四川省、上海など 18 の省・直轄市・自治区で完了予定である。1963 年末には新疆ウイグル自治区、河南省、広西チワン族自治区、福建省、雲南省で完了する。一部の省では 1964 年 6 月に完了予定である。軍隊系統の大多数の単位では 1962 年末に輪訓は完了し、全軍の輪訓計画は 1963 年春に完了できる」という。すなわち、1961 年冬に開始され、1964 年 6 月までの 3 年半で輪訓方式による党員幹部教育は一通り完了する予定であることが報告された。

これまでの幹部教育によって幹部の思想覚悟は高まったと評価している。「皆はマルクス・レーニン主義の普遍的真理と中国の具体的実践を相結合した毛沢東思想が、我国の社会主義事業が勝利する根本的保証であると更に認識するに至った。数年来の工作の中の正反両面の経験がもう一度このことを証明している。すなわち、毛沢東思想を堅持すれば、工作は勝利するが、毛沢東思想から離れれば方向を失い、過ちを犯すことになるだろう。多くの同志は今後必ず真摯に毛沢東思想を学習し、更に良く毛沢東思想を理解しなければならないと表明した」という。

中央宣伝部と中央組織部は、輪訓に関して学習文献の幅を広げるべきであるという意見を提出した。①『八届十中全会の公報』、②「人民公社の集体経済をさらに強固にし、農業生産を発展させることに関する決定」（關於進一步鞏固人民公社集体經濟、發展農業生產的決定）、③「農村人民公社工作条例修正草案」、④「商業工作問題に関する決定」（關於商業工作問題的決定）である。同時に、⑤『社会主義建設の幾つかの問題』（社会主義建設的幾個問題）、⑦『党の生活の幾つかの問題』（党的生活的幾個問題）の増補改訂本と、⑧新編『現代修正主義の幾つかの問題に反対する』（反对現代修正主義的幾個問題）を学習すべきだという。

これを実行すれば、学習内容が増えるので、輪訓期間も適当に延長できるようにしなければならない。既に輪訓を修了した幹部には増補改訂した、あるいは新しく編纂した学習文献を、在職のまま学習させるか、あるいは 10 日間、半月、長くても 1 カ月を超えない期間、離職して学習させなければならない。加えて、多くの党校では輪訓の負担が重くなっているため、宿泊施設や教員を増さなければならないという。このような提案は恐らく承認されて、早速、実行されたと思われる。

大躍進政策によって崩壊寸前まで落ち込んだ経済は、1960 年後半には経済調整策が功を奏して、少しずつ復興の兆しが現われ始めたが、他方では、中ソ論争が激化し、国内の現代修正主義や資本主義に向かう傾向が強く警戒されるようになった。1964 年 8 月 18 日、中共中央は「県以上の幹部が毛沢東の哲学著作を学習することに関する決定」（關於県以上幹部學習毛沢東哲学著作的決定）を發布し、中央一級から県一級の党委員会までの全ての党員幹部に、毛沢東の『実践論』、『矛盾論』、『人民内部の矛盾を正確に処理する問題について』および『人の正しい思想

はどこからくるか』を精読することを義務付けた。自学自習でも集団学習でも良いが、全員が必ず学習ノートを取り、適当な討論や意見交換を組織しなければならないと規定している。また、この決定は、高級党校や各級党校、軍隊の高級幹部を養成する軍政学校にも適用された。この頃から幹部教育全般に毛沢東の哲学著作が使用されるようになった。

結語

簡潔に言えば、新中国初期には官僚機構を樹立するために、党政機関等において要職に就く党員幹部を対象として思想基盤と実務能力を強化するための教育事業が実施された。社会主義国家の安定と建設にとって官僚機構のレベルを引き上げることは最も緊急な課題だったと思われる。この時期に全国各地に党組織が設立され、党員数は急増した。その要因の一つは、普通教育制度が拡充されて、中等・高等教育の卒業生の一部が毎年、中国共産党に入党したからである。これにより党員の平均学歴も自ずと上昇した。また、党員全体に対する整風運動、整党工作、反右派闘争を実施して肅正するとともに、党員管理制度や入党審査制度も一応確立した。

その間、政治・経済面では、階級闘争路線の下での社会主義改造の完成、また大躍進政策とその挫折、農村人民公社の設立など、大きな紆余曲折があった。

鄧小平は 1962 年 11 月 29 日、談話「政権党の幹部の問題について」の中で「党は党を管理すべきであり、一つには党員を管理し、二つには幹部を管理すべきである。政権党にとって・・・カギとなるのは幹部の問題である。なぜなら、多くの党員が大なり小なり幹部となっているからである。・・・現在すでに、幹部の数は非常に多く、生産大隊、生産隊の幹部を含めると、おそらく数百万人ないし一千万人くらいもオーバーしている。・・・毎年、大学・短大、中等専門学校を少なくとも 20 万人が卒業する。軍隊から一般社会に転出する幹部は毎年数万人にのぼり、ここ二年間はややそれを上回って、年に十数万人にのぼっている。・・・また幹部にはどうしても新しい人を抜擢しなければならない。この幾つかの面を計算に入れると、毎年少なくとも 30 万人くらい幹部が増え、10 年で 300 万人くらい増えることになる。実際にはこれ以上である」と述べ、幹部を格下げすることもできず、増え続ける幹部の問題を解決する方法がまだ見つからないという。党員が増加するにつれて、党員幹部も増加し、この時期、その人事管理が難題となっていたことを窺わせる。⁽²²⁾

1966 年半ばに文化大革命が発動されるや、党員教育は停滞した。各級党政機関の在職幹部は、1966 年 5 月 7 日の林彪宛の毛沢東の手紙（五七指示）に基づいて、「五七幹部学校」に下放され、農山村で生産労働に従事した。当時、政治審査を受け批判された幹部や「造反派」から仕事を継続できないとされた幹部は全て、一定期間、仕事を離れて「労働改造」に送られ、「貧農・下層中農の再教育を受ける」（接受貧下中農再教育）ことになった。「統計によれば、全国で下放幹部は 117 万 1000 人、そのうち中央機関 11 万 9000 人、省級機関 25 万 8700 人、地級機関 30 万 8000 人、県級機関 49 万 5300 人であった」という。要するに、多くの幹部が「走資派」として批判されて下放し、幹部制度自体が機能しなくなっていたのである。⁽²³⁾

[注]

1. 田正平主編『中外教育交流史』広東教育出版社、2004年、862頁
2. 孫培青主編『中国教育史（修訂版）』華東師範大学出版社、2000年、404－407頁、参照
3. 劉少奇（浅川謙次・尾崎庄太郎編訳）『劉少奇主要著作集（第一卷）』三一書房、1959年、129・130頁
4. 金釗主編『新編黨員教育培訓教材』（国家行政学院出版社、2015年、96－101頁）は最近の黨員教育のテキストである。これによれば、劉少奇は「党性修養」の必要性を三点指摘したという。①客観的世界を改造すると同時に、自己の主観的世界を改造することによってのみ、共産党の歴史的任務を完成できる。②幼稚な革命者から成熟した革命者に成長する長期的過程で修養と改造は必須である。③プロレタリア階級の革命事業は長期的なものである。革命が成功し政権を奪取した後、これまでの多くの政権のように墮落し腐敗し自滅しないためには、人民の利益を代表する者として黨員は修養と改造を継続する必要がある、党性修養は黨員教育の主要テーマである。
5. 劉少奇著作集刊行会編訳『劉少奇著作集（第二卷）』三一書房、1952年、25－158頁、参照。若干の訳を筆者が修正している。
6. 葉篤初・盧先福主編『党的建設辞典』中共中央党校出版社、2009年、127頁、参照
7. 同上書、129・130頁
8. 中共中央組織部編『中国共産党組織工作辞典』党建読物出版社、2009年、501頁、参照
9. 『教育大辞典』第3巻、上海教育出版社、1991年、359-361頁、参照
10. 同上書、361頁、参照
11. 中共中央文献研究室編『朱徳年譜』人民出版社、1986年、343・345頁、参照
12. 葉篤初・盧先福主編、前掲書、135・136頁
13. 中共中央組織部編、前掲書、288・289頁
14. 錢俊瑞・劉子久「第一次全国工農教育會議情況及び各項決定」1950年10月中央への報告
15. 王一秀主編『中国行政管理大辞典』光明日報出版社、1991年、504頁、参照
16. 倉持俊一『ソ連現代史Ⅰ』山川出版社、1980年、296・297頁、参照
17. 中共中央組織部編、前掲書、658頁
18. 矢吹晋『図説中国力ーその強さと脆さ』蒼蒼社、2010年、342頁
19. 同上書（346－350頁）には、1998年8月13日に通知された「中共中央の管理する幹部職務名称表」が掲載されている。
20. 房列曙主編『中国歴史上の人材選抜制度（下）』人民出版社、2005年、845・846頁
21. 葉篤初・盧先福主編、前掲書、134頁、参照
22. 中共中央文献編集委員会編『鄧小平文選（1938年－1965年）』外文出版社、1992年、465・466頁
23. 房列曙主編、前掲書、846頁。この統計数値は、趙生暉『中国共産党組織史綱要』（安徽人民出版社、1987年、383頁）からの孫引きである。もとの情報源は不明である。

Educational System in the Chinese Communist Party at the early modern China

Satomi SHIRATSUCHI

On October 1949, new Chinese government established. At the time, the number of all member of CCP was 4.48 million. Many of them were illiterate and half-illiterate people of the labor and peasant classes. At 1950, the number of all member amounted to 5.4 million, including new members of 2 million (37%).

CCP worked out two policies. One was to establish the inspection system for the ideological and political thought and attitude on all members. Another was to establish the system for ideological and political education for them.

CCP paid attention especially to make the leading members become superior in quality as the bureaucracy. First, CCP made the graduates from the upper than the junior high school learn the theory of Marxism one and half year from summer in 1953 to winter in 1954. Second, CCP made the long or short term of training courses on which all of them in the upper level of governments than the prefectural one learned the books of Marxism and the chairman Mao and the reports of CCP and the central government from summer in 1955 to 1964. The half of them did it at the Party schools, and the half of them in self-study for two months every year. They had to learn five subjects and pass all the tests.

The number of all member of CCP amounted to 12.45 million at 1958. Since then, the new graduates from universities, colleges and secondary schools became new member of CCP every year. The arrangement of education for them was more and more important.